

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画(案)

令和 8 年 3 月

滋 賀 県

目 次

1	計画概要	1
1.1	計画の趣旨	1
1.2	計画の目的	2
1.3	計画の位置付け	2
1.4	計画の役割	2
1.5	計画の期間	2
1.6	耐震改修促進法改正の概要	3
1.7	本計画で扱う建築物の定義	4
2	滋賀県における想定地震	8
2.1	想定される地震の規模	8
2.2	想定される被害の状況	9
3	建築物の耐震診断および耐震改修の実施について	10
3.1	住宅の耐震化の現状	10
3.2	特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状	15
3.3	耐震診断が義務化された建築物の耐震化の現状	17
3.4	公共建築物の耐震化の推進	18
3.5	耐震改修等の目標の設定	18
3.6	住宅の耐震化の目標	19
4	建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策に関する事項	21
4.1	基本的な取組方針	21
4.2	促進を図るための支援策	22
4.3	所有者等が高齢者である住宅の耐震化に関する制度	24
4.4	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	25
4.5	地震時の建築物の総合的な安全対策	27
4.6	特定優良賃貸住宅の空き家の活用	29
4.7	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	29
5	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項	30
5.1	地震リスクマップの周知・啓発	30
5.2	パンフレット・セミナー等県民への啓発の推進	30
5.3	自治会等との連携	31
5.4	減災教育による人材育成	31
6	法令に基づく指導・助言または命令等についての所管行政庁との連携に関する事項	32
6.1	耐震改修促進法による指導等の実施	32
6.2	建築基準法による勧告または命令等の実施	38
6.3	耐震改修を促進するための連携	38
7	その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項	39
7.1	市町が定める耐震改修促進計画に定める事項	39
7.2	その他耐震改修を促進するための事項	39
	用語解説集	40

1 計画概要

1.1 計画の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では地震により多くの尊い命が奪われ、その後も平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震など大地震が頻発しました。最近では、令和6年1月に発生した能登半島地震が記憶に新しいところです。

阪神・淡路大震災において、地震による直接的な死者数は5,502人でしたが、その約9割の4,831人が、住宅・建築物の倒壊等によるものとされています。さらに、倒壊した建築物により避難経路が閉ざされ、避難が出来ない事態や、救助の遅れなど、建築物倒壊による二次的な被害があったことも指摘されています。

このため、県は市町と協力し、地震被害軽減対策の中でも最も効果的とされている住宅・建築物の耐震化に取り組んできたところです。

平成21年に公表された国の調査結果によると、本県において最大の被害が予想される琵琶湖西岸断層帯地震の発生確率は以前より低くなったものとされていますが、大地震はいつ、どこで発生するかわからないうえ、発生すると甚大な被害をもたらすおそれがあります。

一方で、東日本大震災においては、津波による被害に注目が集まりましたが、地震動による被害も決して小さいものではなく、大規模建築物の利用者に死傷者が出たほか、庁舎が使用不能になるなどの被害があったため、多数の者が利用する建築物や、防災上重要な機能を果たす建築物の耐震化の重要性があらためて認識されるようになりました。

令和6年能登半島地震においては、倒壊・崩壊した木造建築物714棟のうち、662棟が1981年以前の旧耐震基準で建てられたものであり、約93%を占める結果となっています（日本建築学会が実施した木造建築物の被害状況に関する悉皆調査による）。

令和7年には、南海トラフ地震の発生確率が見直され、国の被害想定によれば、その発生による太平洋側への被害は広域かつ甚大なものになり、県内の地域にも大きな被害が及ぶものとされています。

平成25年には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」といいます。）が改正され、不特定多数の者が利用する建築物など、一部の建築物について耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修に対する取組みが強化されました。

さらに、令和7年6月には国土強靱化推進本部において、「国土強靱化年次計画2025」が決定され、この中で、住宅の耐震化率を平成25年時点の82%から、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消するという目標が示されました。

本計画は、平成28年に策定された「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」が令和7年度で計画期間の終了を迎えることから、前回策定以降の関係法令等の改正や、既往災害からの教訓、耐震化をめぐる社会の動向等を踏まえ、同計画を改定するものです。

1.2 計画の目的

本計画は、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、県民の生命・身体および財産を保護するため、県と市町が連携して、建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、および基本的な枠組を定めることを目的とします。

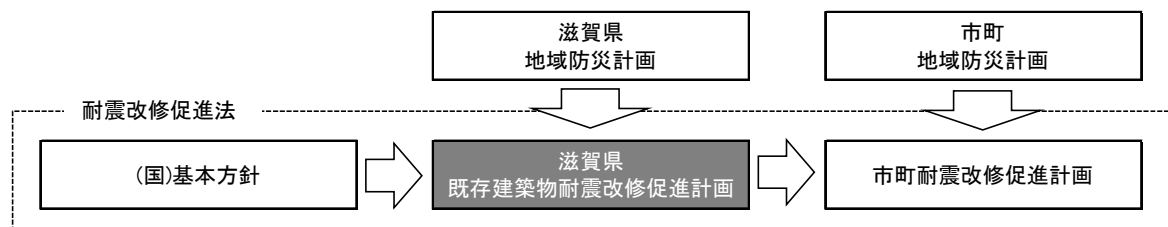
1.3 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法の第5条および国が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号、令和7年7月17日改定。以下、「基本方針」という。)に基づき、建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関する総合的な計画として作成します。

具体的には、本計画の上位計画にあたる滋賀県地域防災計画に定められている事項※を考慮し、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を行い、県内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進のための指針として位置付けます。

また、市町は、国が定めた基本方針および本計画に基づき、各々の市町の区域内における建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための計画を定めることとします。

図表1-1 本計画の位置付け



※ 「滋賀県地域防災計画(震災対策編)」における「災害に強い基盤づくりの推進」のうち、「都市の防災構造化と建物等の安全化」における「公共建築物等の耐震化の推進」「一般建築物の耐震化の推進」ならびに「建物等に附属する施設等の安全性の向上」

1.4 計画の役割

本計画は、滋賀県、県内各所管行政庁およびその他の市町、建築関係団体、建築物所有者、建築物技術者等がそれぞれの役割を果たし、互いに連携を図り、耐震改修促進法に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進するためのマスタープラン(基本計画)とします。

1.5 計画の期間

本計画の実施期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、本計画で定めた目標については、5年目に進捗状況の点検を行い、必要に応じ計画の見直しを行います。

1.6 耐震改修促進法改正の概要

平成25年11月の法改正で、建築物の耐震改修を促進する取組みを強化する措置が講じられました。

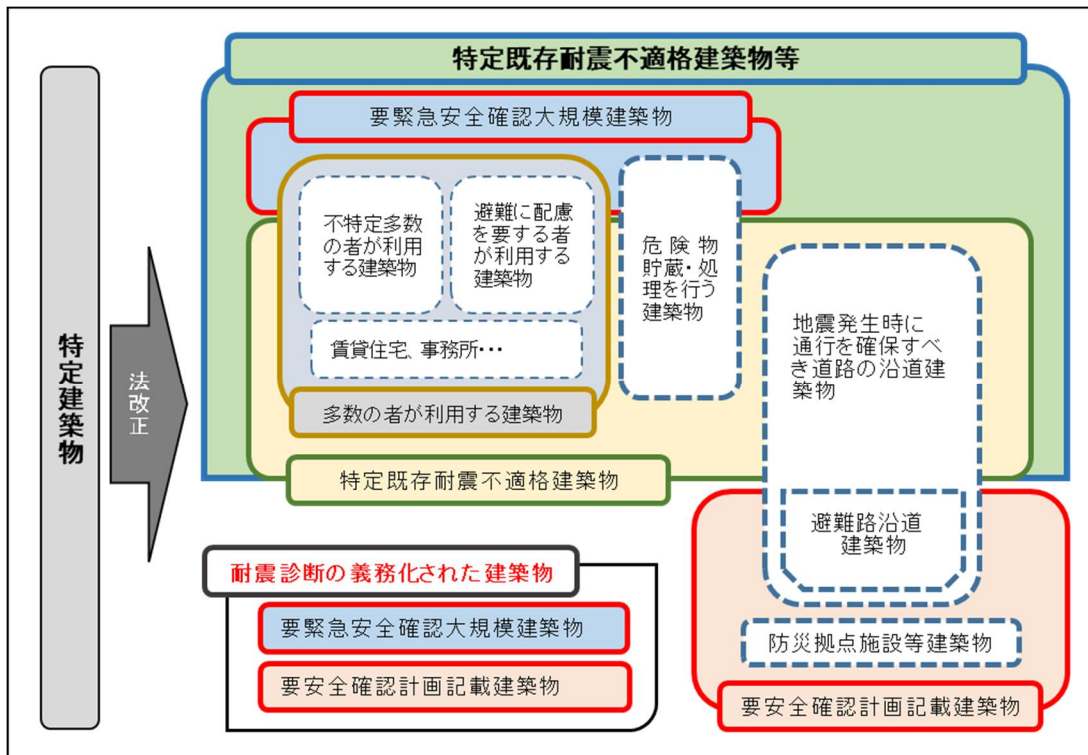
この法改正の主な内容は、以下のとおりです。

- ①不特定多数が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物および危険物貯蔵場・処理場のうち大規模なものについて、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが法律で義務付けられました。**（要緊急安全確認大規模建築物）**
- ②都道府県が指定することで、学校、集会場および病院等の防災拠点となる建築物について耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。また、都道府県または市町村が、通行を確保すべき道路として指定することで、その沿道の建築物について、耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。**（要安全確認計画記載建築物）**
- ③耐震改修を円滑に促進するために、耐震性に係る表示制度の創設、認定された耐震改修の計画について容積率・建ぺい率の特例および区分所有建築物（マンション等）の大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和などの措置が設けられました。

1.7 本計画で扱う建築物の定義

平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、法改正前の「特定建築物」は、その一部の用途で規模の大きいものについて、耐震診断の義務化の対象となる「要緊急安全確認大規模建築物」と定められ、それ以外を「特定既存耐震不適格建築物」とすることが定められました。また、都道府県または市町村の計画で指定することにより、耐震診断の義務化の対象となる「要安全確認計画記載建築物」が定められました。その他、本計画で扱う建築物の定義は次のとおりです。（図表 1-2）

図表 1-2 建築物定義の構成



(1) 要緊急安全確認大規模建築物と特定既存耐震不適格建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正に伴い、法改正前の定義で「特定建築物」であったものが、その用途・規模により細分化され、多数の者が利用する、または危険物の貯蔵・処理を行う建築物で大規模なものが「要緊急安全確認大規模建築物（附則第 3 条）」、それ以外のものが「特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 1 号、2 号、3 号）」と定められました。また、本計画ではこれらを総称して「特定既存耐震不適格建築物等」と呼ぶこととします。

(2) 要安全確認計画記載建築物（法第 7 条第 1 号、第 2 号、第 3 号）

大地震時の広域的な避難等に必要な道路の通行を確保するため、都道府県または市町村が道路を指定し、その沿道建築物の耐震診断を義務付けることができるようになりました。また、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物として都道府県が指定したものについても、耐震診断を義務付けることができるようになりました。これらを総称し「要安全確認計画記載建築物」と定められました。

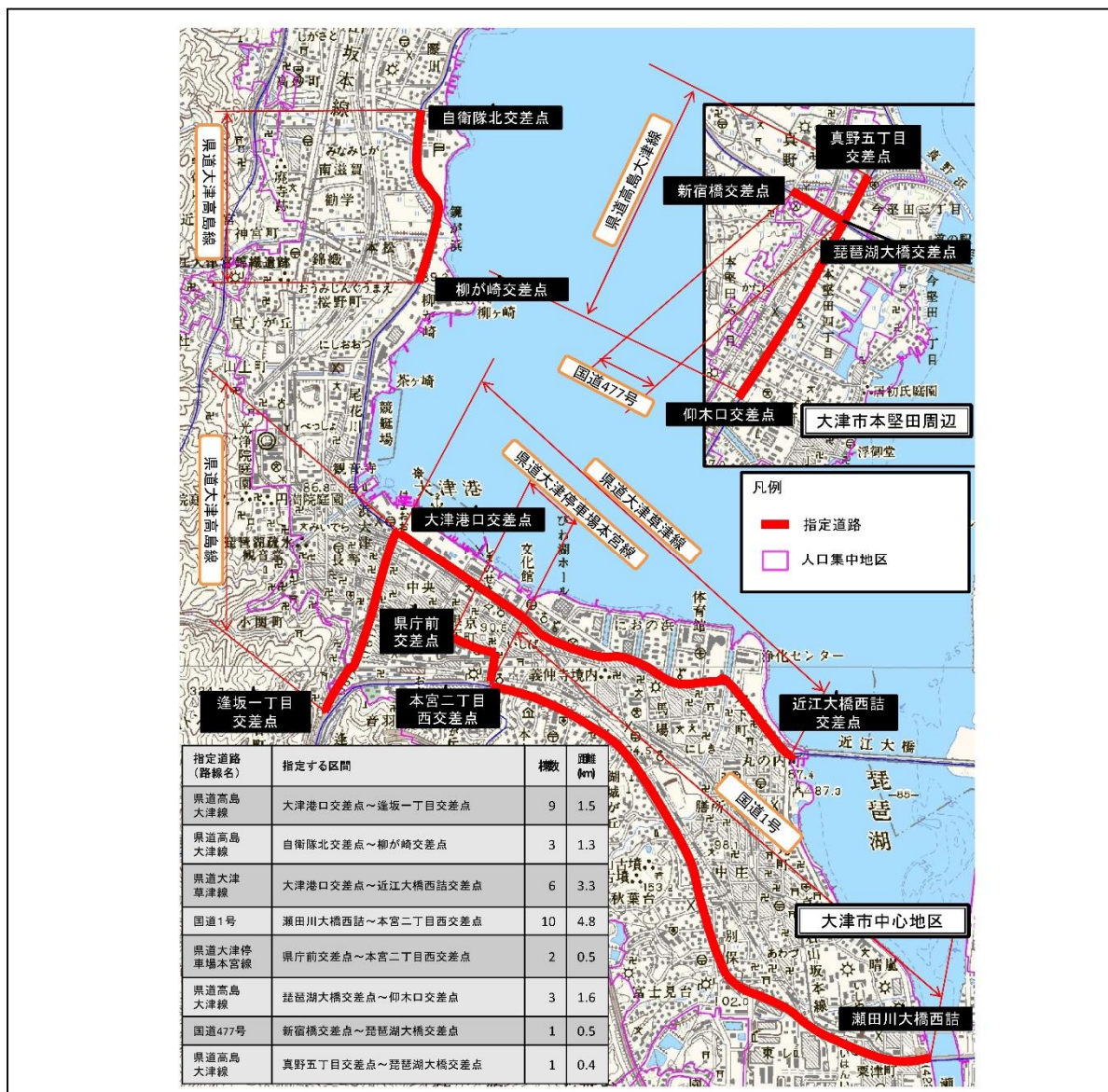
(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

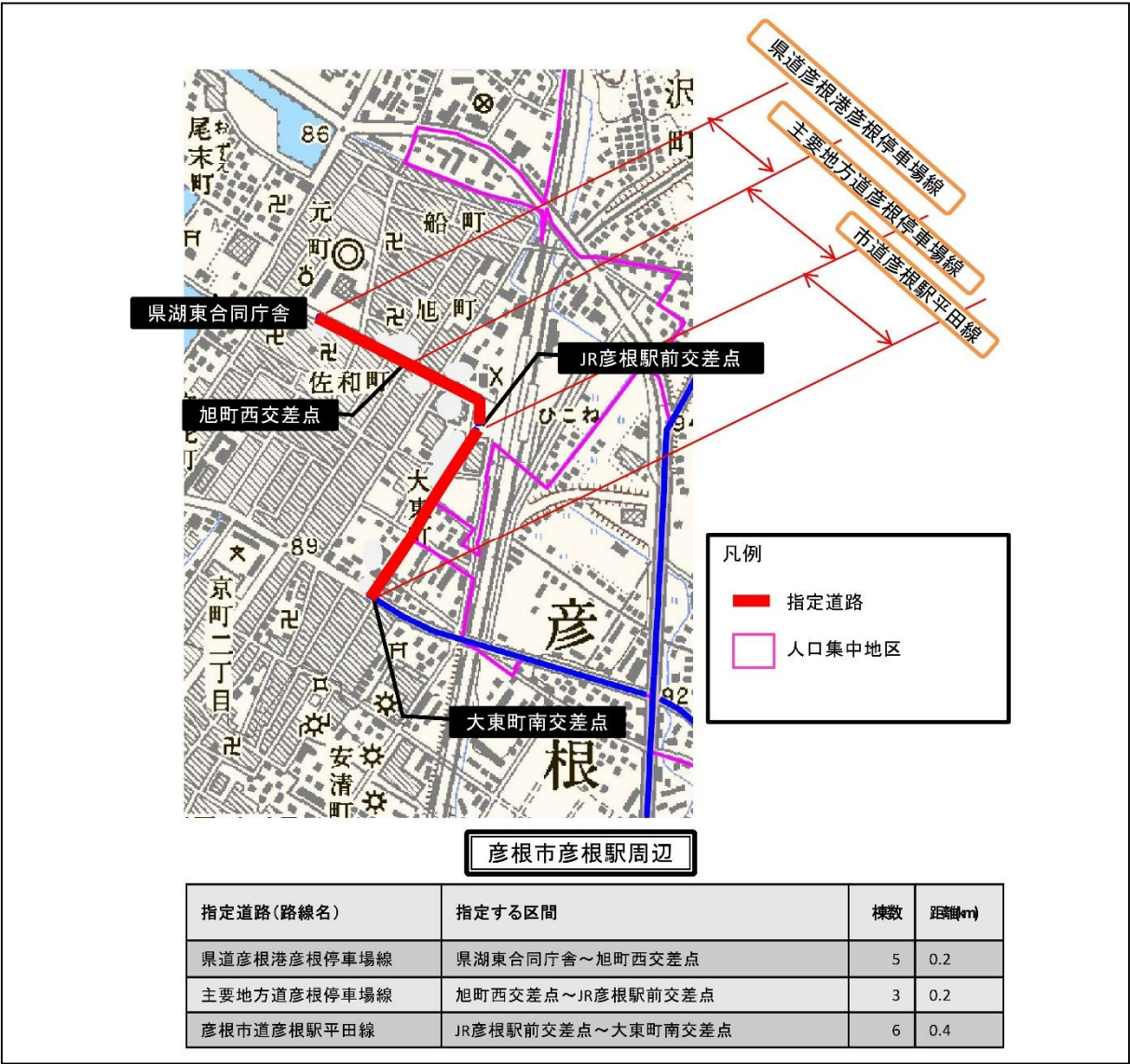
地震発生時に通行を確保すべき道路には、都道府県や市町村が沿道建築物を耐震診断義務付けの対象として指定した道路と、耐震診断・改修の努力義務の対象として指定した道路があります。

県は、特に沿道建築物の耐震化を進めるべき道路として、平成25年に改正された耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、一部の道路を指定（図表1-3、図表1-4）し、当該道路にその敷地が接する倒壊することにより道路をふさぐおそれのある住宅・建築物（図表1-5）で昭和56年5月31日以前に着工されたものに耐震診断とその結果の報告を義務付けています。本計画ではこれらを「避難路沿道建築物」と呼ぶこととします。報告の結果は、所管行政庁によりホームページ等で診断結果等を公開しています。

また、国が提供する「重ねるハザードマップ」上で、避難路沿道建築物の耐震化状況を公表しており、緊急輸送道路の強化に向け、関係機関と密に連携しながら施策の推進を図ります。

図表1-3 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定する道路図

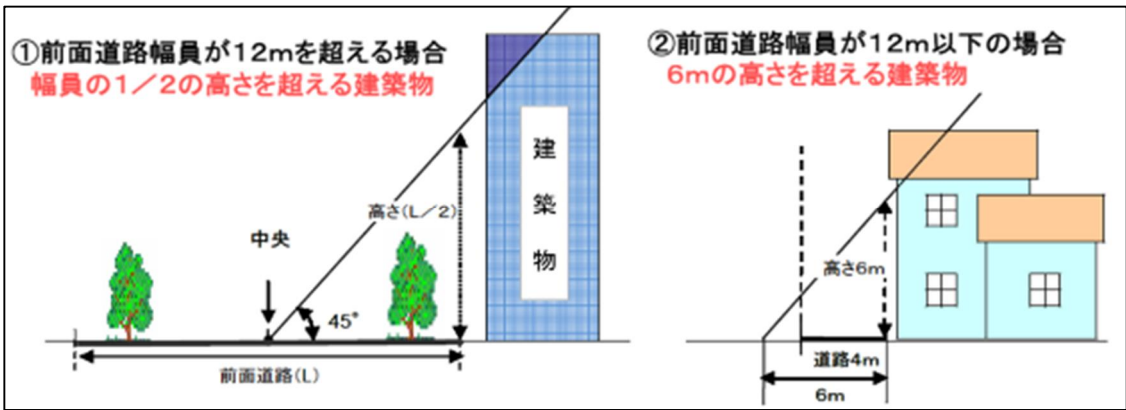




図表1-4 道路をふさぐおそれがある住宅・建築物の敷地が接する道路

指定道路	滋賀県緊急輸送道路ネットワークに定める第1次、第2次緊急輸送道路のうち、附表1-1に示す区間
耐震診断結果の報告期限	平成30年12月31日
耐震診断結果の報告先	建築物所在地を所轄する所管行政庁

図表1-5 道路をふさぐおそれがある住宅・建築物



出典：「国土交通省ウェブサイト」

また、地震発生時に通行を確保すべき道路（法第5条第3項第3号）として、その沿道建築物を耐震診断・改修の努力義務の対象とする道路は「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書（平成25年2月策定滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会制定、令和7年3月改定）」で定めた第1次、第2次緊急輸送道路（附表1-2、附表1-3）、および市町の耐震改修促進計画で定めた緊急輸送道路、通学路等とします。

なお、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書」の改定を行った場合は、必要に応じて地震発生時に通行を確保すべき道路の見直しを行います。

(4) 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、本計画で指定する建築物およびその耐震診断結果の報告期限は図表1-6のとおりとします。本計画ではこれらを「**防災拠点施設等建築物**」と呼ぶこととします。

報告の結果は、所管行政庁によりホームページ等で診断結果等を公開しています。

図表1-6 防災拠点施設等建築物

市町名	施設名	所在地	用途
大津市	大津市庁舎本館	大津市御陵町3-1	市庁舎
大津市	大津市庁舎別館	大津市御陵町3-1	市庁舎
大津市	皇子山陸上競技場	大津市御陵町4-1	競技場
近江八幡市	近江八幡市役所本庁舎	近江八幡市桜宮町236番地	市庁舎
近江八幡市	近江八幡市文化会館	近江八幡市出町366番地	市民ホール
彦根市	彦根市庁舎	彦根市元町4番2号	市庁舎
上記6建築物の耐震診断結果の報告期限		令和元年12月31日	
近江八幡市	近江八幡市安土町総合支所庁舎	近江八幡市安土町小中1番地8	支所庁舎
上記建築物の耐震診断結果の報告期限		令和3年4月30日	
耐震診断結果の報告先		建築物所在地を所轄する所管行政庁	

2 滋賀県における想定地震

2.1 想定される地震の規模

本県において発生が懸念されている地震は、大きく分け、震源が深い海溝型地震と震源が浅い内陸の活断層で発生する地震です。

現時点において、特に高い確率で発生が懸念される地震は海溝型地震である南海トラフ地震です。この地震に関して、県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域※」に指定されています。

また、活断層による主な地震として、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、鈴鹿西縁断層帯、頓宮断層の活動によるものの発生が懸念されるほか、過去に大きな被害を出した柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の活動による地震にも、引き続き注意する必要があります。（図表2-1、附表2-1）

さらに、過去に地表で活断層が認められない地点においても地震が発生したことがあったことから、これらの断層に近接していない地点でも地震が起きることを想定し、対策する必要があります。

図表 2-1 想定される主な地震



※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項

2.2 想定される被害の状況

滋賀県地震被害想定（平成26年3月）において、地震被害が最も大きく想定されているのは、「琵琶湖西岸断層帯地震（case2）」です。（附表2-2, 附表2-3）

この想定地震の被害様相は、次のとおりです。

- ・ 大津・南部・高島地域で震度 7、6 強が発生すると想定されています。
- ・ 県域の死者は最大 2,200 人、負傷者は最大 21,000 人。
（強い揺れの区域と人口集中区域が重なるため）
- ・ 建物全壊 39,000 棟、半壊 84,000 棟。地震火災による焼失は最大 3,800 棟。
- ・ 地震直後の県域停電率は約 6 割、大津・南部・高島地域で約 9 割。
（大津地域では 3 日後も 3 割程度の停電が継続）
- ・ 固定電話、インターネット、携帯電話等の輻輳（通話困難）は 1～2 日間
- ・ 地震直後の県域断水率は約 5 割、大津・南部地域で約 9 割、高島地域で約 7 割。
（一部地域では回復に 1 ヶ月）
- ・ 県域の道路被害は約 700 箇所、京都方面との交通断絶、
（湖西・南部地域で物資・人員輸送困難、孤立集落発生）
- ・ 県域の鉄道被害は約 500 箇所、県全域で運行停止。
（JR 新幹線・琵琶湖線・湖西線は長期間運転再開困難）
- ・ 県西部・中部の下水処理場・中継ポンプ場で停電・施設被害。
（広域的な下水道使用制限、環境汚染）

耐震化率の向上が、地震被害の軽減にどのように影響するのか検討した結果は図表2-5のとおりです。

図表2-5 「琵琶湖西岸断層帯地震（case2）」での地震被害想定総括表

琵琶湖西岸断層帯(case2)			①現況※5	②防災対策後 【耐震化率95%】	③防災対策後 【耐震化率 100%】	対策前後の 被害比率 (②÷①)	対策前後の 被害比率 (③÷①)
被害種別・項目・時期	単位						
建物被害	全壊棟数※1	棟	38,504	16,923	9,216	44.0%	23.9%
	半壊棟数※1		83,856	42,903	28,277	51.2%	33.7%
	全壊・全焼棟数合計※2		42,322	17,928	9,216	42.4%	21.8%
人的被害	死者数※2	人	1,992	782	349	39.2%	17.5%
	負傷者数※2		17,199	8,956	6,012	52.1%	35.0%
避難者	避難所生活者※3(1日後)	人	69,737	33,171	20,111	47.6%	28.8%
	下段:(全避難者※4)		116,229	55,285	33,519	47.6%	28.8%

出典：「滋賀県地震被害想定（概要版）」（平成26年3月滋賀県）

※1:住家は戸数を棟数として算定

※2:災害発生時の想定時期は、冬の夕方、風速8m/sec

※3:避難所生活者は、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水、食料を受け取り、自宅で就寝するものを含む。

※4:全避難者とは、知人、親戚宅もしくは賃貸住宅棟での避難生活者を含む

※5:現況の時点は平成25年度末で、住宅の耐震化率は81%と推計されています。

建築物が耐震化率95%になった場合、建物の全壊棟数は、現状と比較し、44.0%、人的被害の死者数は39.2%、避難者は47.6%、と半分以上に軽減する想定となります。

また、建築物が耐震化率100%になった場合、建物の全壊棟数は、現状と比較し、23.9%、人的被害の死者数は17.5%、避難者は28.8%、と4分の1以下に軽減する想定となります。

3 建築物の耐震診断および耐震改修の実施について

3.1 住宅の耐震化の現状

令和5年住宅・土地統計調査結果による、我が国全体の住宅の耐震化状況については、住宅総数約5,570万戸のうち、約570万戸の耐震性が不十分であり、耐震化率は約90%と推計されています。

この調査結果では、耐震性が不十分な住宅は、平成25年の約900万戸から10年間で約330万戸減少しています。

(1) 住宅の耐震化率

本県における住宅の状況は、令和5年住宅・土地統計調査結果により、住宅総数579,100戸に対し、耐震性のあるものが515,400戸、耐震化率は89.0%と推計されます。(図表3-1)

図表3-1 令和5年 住宅の耐震化率

		住宅数 (戸)		耐震性あり (戸)		耐震性なし (戸)	
住宅総数	一戸建て	579,100	382,800	515,400	323,400	63,700	59,400
	共同住宅等	[100%]	196,300	[89.0%]	192,000	[11.0%]	4,300
昭和55年以前	一戸建て	112,500	98,000	48,800	38,600	63,700	59,400
	共同住宅等		14,500		10,200		4,300
昭和56年以降	一戸建て	466,600	284,800	466,600	284,800	-	-
	共同住宅等		181,800		181,800		-

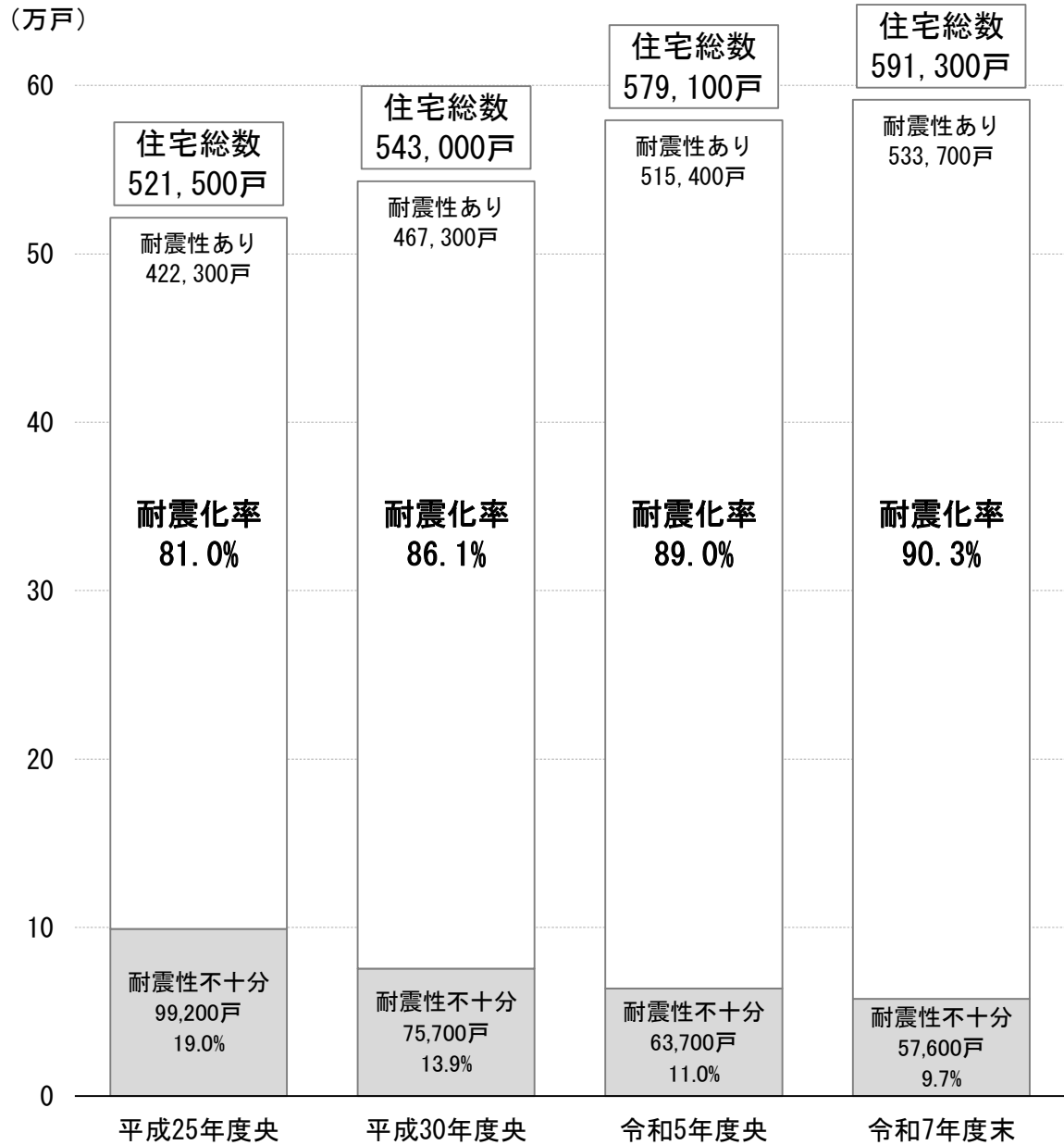
(令和5年住宅・土地統計調査確報値より推計)

これまでの住宅・土地統計調査結果などから、令和7年度末には住宅総数591,300戸、耐震性のある住宅は約533,700戸に達するものとみられ、耐震化率は約90.3%に達するものと推計されます(図表3-2)。

また、地域別の耐震化率を統計上同一の条件で比較できるよう示しています。(図表3-3) これは、県全体の耐震化率と同じ算出方法に基づき、各市町の統計値から推計したものであるため、各市町が個別に算出して公表する耐震化率の数値とは異なる場合があります。

さらに図表3-3、図表3-4においては、県内市町の高齢化率(令和5年10月1日現在の65歳以上人口の比率)についても併せて記載しています。ここからは、耐震化率の低い市町は高齢化率が高い傾向があります。

図表3-2 住宅の耐震化の現状



(住宅・土地統計調査結果による推計値)

注 住宅総数とは、居住世帯のある住宅を示しており、空き家等は除いている。

年度末とは10月1日を指す。

平成30年より、住宅の耐震化率の推計については、国土交通省の資料「住宅・建築物の耐震化率の推計方法及び目標について」において示されている、「H30耐震化率における推計方法」に準拠して行った。

1
2

3
4
5
6
7
8
9

図表3-3 地域別住宅の耐震化率と高齢化率

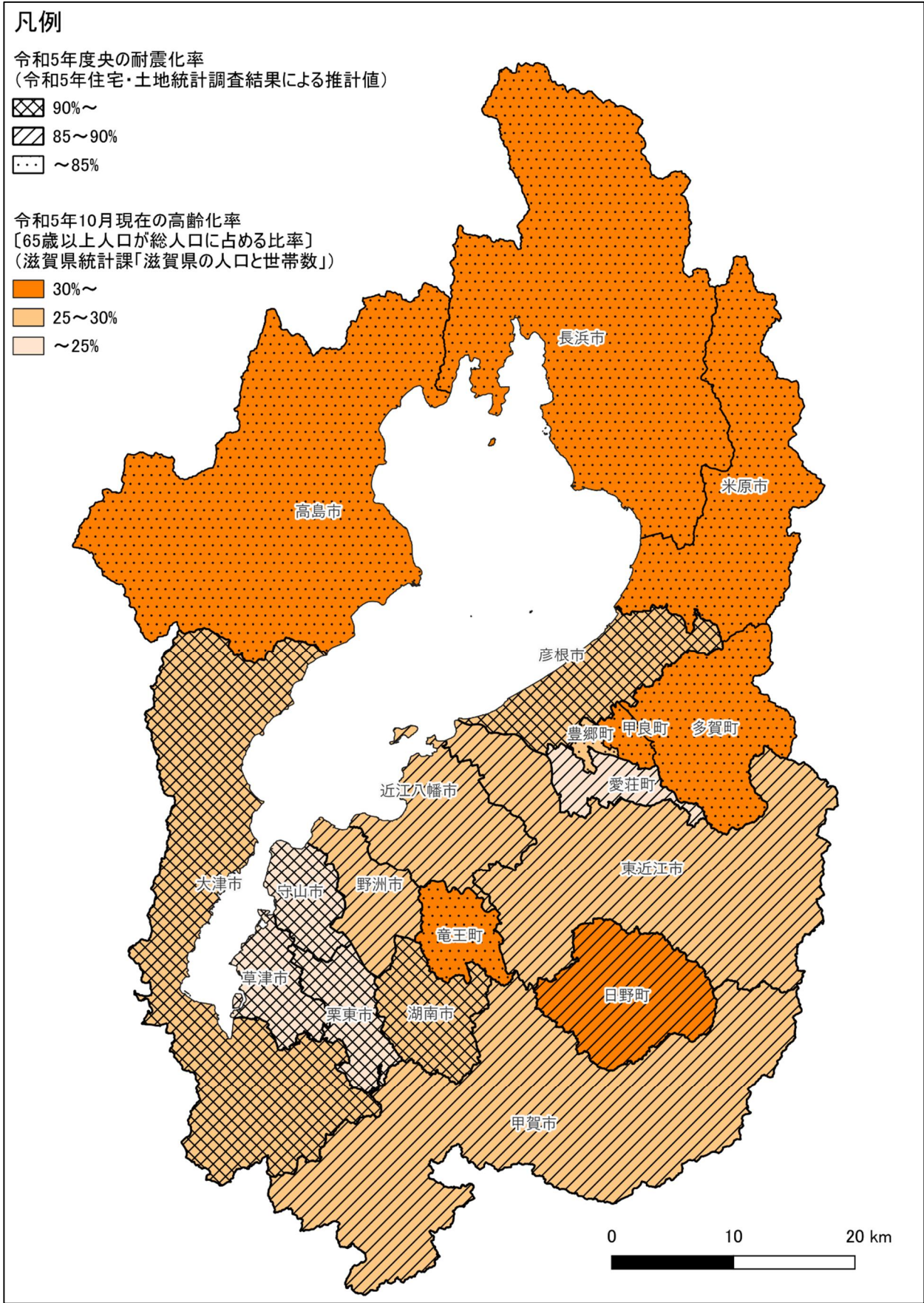
行政庁名	戸数（戸）	耐震化率（％）	高齢化率（％）※2
大津市	150,660	91.0％	27.7％
彦根市	47,910	91.4％	26.2％
長浜市	42,510	78.8％	30.1％
近江八幡市	32,220	86.9％	28.4％
草津市	69,490	92.8％	22.3％
守山市	32,530	91.4％	22.5％
栗東市	26,830	92.9％	19.5％
甲賀市	34,000	85.4％	29.8％
野洲市	20,000	89.2％	27.0％
湖南市	21,950	91.2％	26.6％
高島市	18,180	81.9％	37.6％
東近江市	43,100	87.8％	28.0％
米原市	12,930	81.8％	31.1％
日野町	7,920	85.4％	32.1％
愛荘町	8,010	88.3％	24.4％
竜王町※1	10,850	82.7％	30.3％
豊郷町※1			29.3％
甲良町※1			35.0％
多賀町※1			35.2％
滋賀県全体	579,100	89.0％	27.1％

（令和5年度末（令和5年住宅・土地統計調査結果による推計値））

※1 住宅・土地統計調査では、人口が1万5000人未満の市町村の統計値が示されていないため、合算値とし、耐震改修補助の実績により、耐震改修を実施した戸数を推計。

※2 高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める比率）については、滋賀県統計課「滋賀県の人口と世帯数」（令和5年10月1日現在）による。なお、高齢化率の算出には、人口総数から年齢不詳を除いて算出しています。

1 図表3-4 地域別住宅の耐震化率と高齢化率（地図）



（国土数値情報を用いて作成）

(2) 住宅の耐震診断の状況

県は市町と協力して、平成15年度から耐震性能の低い在来木造住宅（昭和56年5月以前着工）の無料耐震診断「木造住宅耐震診断員派遣事業」を実施しており、平成17年度からは、県内全ての市町で実施し、令和6年度末までの実績は10,971戸に達しています。

この耐震診断の結果は、「倒壊しない」「一応倒壊しない」と判定された住宅（上部構造評点1.0以上）が約2%、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判断された住宅（上部構造評点1.0未満）が約98%となっています。（図表3-5）

地域別の状況としては、図表3-6に示すとおりです。

図表 3-5 木造住宅耐震診断員派遣事業による診断結果の状況

上部構造評点	判 定	比 率	件数
0.7 未満	倒壊する可能性が高い	91.57%	10,046
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある	6.67%	732
1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない	1.69%	185
1.5 以上	倒壊しない	0.07%	8

（令和6年度末滋賀県調べ）

図表3-6 市町別の診断件数

市町名	診断件数	市町名	診断件数	市町名	診断件数	合計
大津市	1,721	栗東市	666	米原市	598	10,971
彦根市	636	甲賀市	788	日野町	130	
長浜市	884	野洲市	334	竜王町	92	
近江八幡	600	湖南市	297	愛荘町	166	
草津市	706	高島市	846	豊郷町	48	
守山市	1,685	東近江市	577	甲良町	88	
				多賀町	109	

（令和6年度末滋賀県調べ）

(3) 住宅の耐震改修の状況

県は市町と協力して、在来木造住宅の耐震改修補助事業を19市町において実施していますが、補助事業開始から令和6年度末までの間にこの事業を活用し耐震改修を行った実績は385戸となっており、診断結果から耐震改修が必要とされた戸数に対し、1割に満たないのが現状です。（図表3-7）

図表 3-7 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の実施状況

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
実施棟数	1 戸	16 戸	19 戸	19 戸	14 戸	18 戸	28 戸	24 戸	20 戸	37 戸	19 戸	385 戸
年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
実施棟数	11 戸	12 戸	25 戸	13 戸	15 戸	10 戸	14 戸	18 戸	20 戸	32 戸		

（令和6年度末滋賀県調べ）

3.2 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状

(1) 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の状況

県は市町と協力して、平成12年度から**特定既存耐震不適格建築物等**（旧特定建築物）の耐震診断を支援するため「滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業」を実施し、令和6年度末までに同事業を活用し、耐震診断を実施したものは31棟となっています。また、**特定既存耐震不適格建築物等**の建築物における耐震診断の状況は、耐震診断を既に実施しているものは、昭和56年新耐震基準以前のうち、57.1%（＝診断実施1,405棟÷昭和56年以前の総数2,462棟）となっています。

図表 3-8 特定既存耐震不適格建築物等の用途別耐震状況

特定既存耐震不適格建築物等		令和7年度(R7.4.末時点)現状（昭和56年新耐震基準以前の建築物）					
法	用途	内訳	公共			民間	合計
法第14条第1号※	災害時に重要な機能を果たす建築物 県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、郵便局等	対象建築物棟数	706			47	753
		耐震診断実施棟数	689			35	724
		耐震性あり棟数	124			11	135
		耐震改修実施棟数	554			22	576
	不特定多数の者が利用する建築物 百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、集会場、展示場、自動車の車庫、車両等の停留場、公衆浴場、運動施設、事務所等	対象建築物棟数	35			163	198
		耐震診断実施棟数	31			70	101
		耐震性あり棟数	12			27	39
		耐震改修実施棟数	18			35	53
	特定多数の者が利用する建築物 賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎、下宿、工場等	対象建築物棟数	36			481	517
		耐震診断実施棟数	34			272	306
		耐震性あり棟数	14			153	167
		耐震改修実施棟数	12			120	132
	公営住宅 県営住宅、市町営住宅	対象建築物棟数 （左から合計・県営・市営）	90	33	57	—	90
		耐震診断実施棟数	90	33	57	—	90
		耐震性あり棟数	89	33	56	—	89
		耐震改修実施棟数	0	0	0	—	0
	合 計	対象建築物棟数	867			691	1,558
		耐震診断実施棟数	844			377	1,221
		耐震性あり棟数	239			191	430
		耐震改修実施棟数	584			177	761
第2号※	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	対象建築物棟数	1			295	296
		耐震診断実施棟数	1			98	99
		耐震性あり棟数	1			77	78
		耐震改修実施棟数	0			31	31
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	対象建築物棟数	22			586	608
		耐震診断実施棟数	18			67	85
		耐震性あり棟数	1			35	36
		耐震改修実施棟数	16			23	39
	合 計	対象建築物棟数	890			1,572	2,462
		耐震診断実施棟数	863			542	1,405
		耐震性あり棟数	241			303	544
		耐震改修実施棟数	600			231	831

※附則第3条に基づく要緊急安全確認大規模建築物を含む

（令和7年 特定行政庁・滋賀県調べ）

(2) 特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修の状況

耐震診断を行った中で耐震改修を既に実施しているものは96.5% (=耐震改修済み831棟÷耐震改修が必要861棟(診断実施1,405棟－耐震性有り544棟)) となっています。

(3) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

特定既存耐震不適格建築物等のうち、一部の用途については「多数の者が利用する建築物」とされており、(法第14条第1号、附則第3条) 多数の者が利用する建築物とは、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他の建築物で、階数が3以上かつ延べ床面積が1,000 m²以上のものなど、詳細は図表6-2によります。令和7年度の調査結果は図表3-9の通りです。

図表 3-9 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

		現 状(令和7年度) R7. 4末時点						
用途		昭和56年 5月以前 の建築物 ①	①のうち 耐震診断 実施済建 築物	診断の 結果、 耐震性有 り a	耐震改修 済み b	昭和56年 6月以降 の建築物 ②	令和7年 度ストック 量(棟) ①+②	耐震性有 建築物数 a+b+②
災害時に 重要な機能を果たす 建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、郵便局等	753	724	135	576	1,247	2,000	1,958
	公共	706	689	124	554	767	1,473	1,445
	民間	47	35	11	22	480	527	513
不特定多数の者が 利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、集会場、展示場、自動車の車庫、車両等の停留場、公衆浴場、運動施設、事務所等	198	101	39	53	708	906	800
	公共	35	31	12	18	58	93	88
	民間	163	70	27	35	650	813	712
特定多数の者が 利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)客宿舎、下宿、工場等	517	306	167	132	2,481	2,998	2,779
	公共	36	34	14	12	70	106	96
	民間	481	272	153	120	2,411	2,892	2,683
公営住宅	県営住宅、市町営住宅	90	90	89	0	122	212	211
	県営	33	33	33	0	11	44	44
	市町営	57	57	56	0	111	168	167
合 計		1,558	1,221	430	761	4,558	6,116	5,748
		公共	867	844	239	584	1,017	1,884
		民間	691	377	191	177	3,541	4,232
								3,908

(令和7年 特定行政庁・滋賀県調べ)

注1 この表は、平成9年度に作成した特定建築物台帳に、平成17年改正された耐震改修促進法で追加された特定建築物を追記したものを基に集計している。よって、対象建築物数は、平成9年時の特定建築物数と、平成17年改正された耐震改修促進法により新たに特定建築物となった建築物数の合算したものである。なお、耐震化の状況については、平成17年度調査および平成18年10月に実施した「公共建築物アンケート調査」の結果をまとめた。

1 3.3 耐震診断が義務化された建築物の耐震化の現状

2 (1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

区分	棟数 (棟)	耐震診断 実施済み (棟)	②のうち H28 年計画 策定時 耐震性あり ・改修済み (棟)	②-③のうち 耐震改修済 み (棟)	②-③のうち 除却済 建替済 不使用 (棟)	耐震性 不足 解消数 (棟)	耐震性 なし (棟)	耐震性 不足 解消率 (%)
	①	②	③	④	⑤	⑥ =③+④+⑤	⑦ =①-⑥	⑥／①
公共 施設	146	146	132	5	6	143	3	97.9
民間 施設	23	23	6	7	7	20	3	87.0
合計	169	169	138	12	13	163	6	96.4

3 (令和7年度 滋賀県調査)

4 (2) 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

5 ①避難路沿道建築物

区分	棟数 (棟)	①のうち 除却済み (棟)	①のうち 耐震性 あり (棟)	①のうち 耐震改修 済み (棟)	耐震性 不足 解消数 (棟)	耐震性なし または不明 (棟)	耐震性 不足解消率 (%)
	①	②	③	④	⑤=②+③+④	⑥=①-⑤	⑤／①
民間施設	49	12	3	9	24	25	49.0

6 (令和7年度 滋賀県調査)

7 ②防災拠点施設等建築物

区分	棟数 (棟)	耐震診断 実施済み (棟)	②のうち 耐震性 あり (棟)	②のうち 耐震改修 済み (棟)	耐震性 不足 解消数 (棟)	耐震性なし または不明 (棟)	耐震性 不足解消率 (%)
	①	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑤÷①
公共施設	7	7	0	5	5	2	71.4

8 (令和7年度 滋賀県調査)

9

10

3.4 公共建築物の耐震化の推進

県は、学校、病院等多数の者が利用する施設や、災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修等を早急に推進するものとする。

3.5 耐震改修等の目標の設定

国の「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）においては、耐震性を有しない住宅ストックを令和17年までにおおむね解消するとの成果目標が示されています。また、国の基本方針でも同様の目標が示されています。

本県における住宅の耐震化率は平成30年住宅・土地統計調査の推計値では86.1%、令和5年住宅・土地統計調査の推計値では89.0%となっています。

本県の耐震化率の目標設定の方針としては、住宅については現状を考慮し、国の示す目標値と同様に達成することを目指します。

本計画の期間および住宅の耐震化率

○ 令和17年度までに耐震性が不十分なすべての住宅をおおむね解消

中間目標

○ 令和12年度に95%

また、平成25年の耐震改修促進法の改正により耐震診断義務の対象となった次の建築物については、目標値を次のとおりとします。

● 要緊急安全確認大規模建築物・・・令和12年度までにおおむね解消

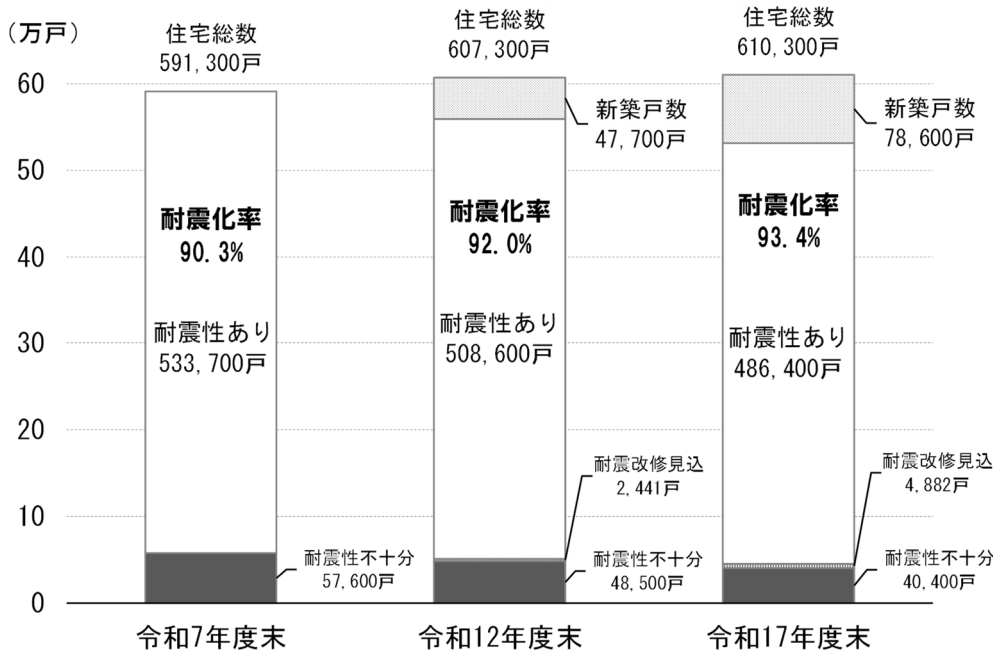
● 要安全確認計画記載建築物・・・令和17年度までにおおむね解消

3.6 住宅の耐震化の目標

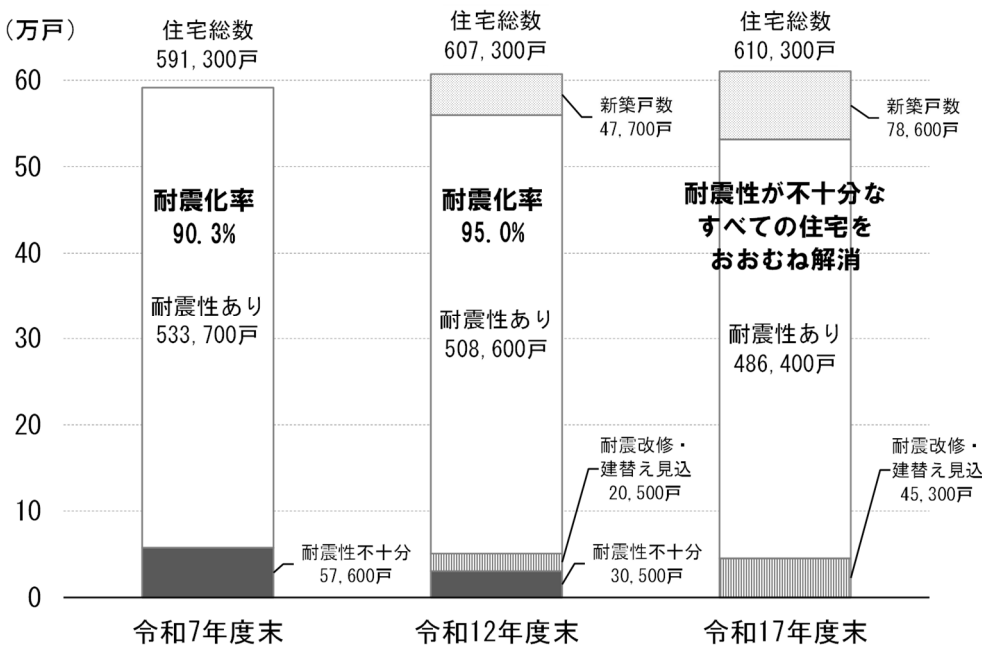
本県における住宅総数※¹は、令和7年度末時点で591,300戸、令和17年度末時点では610,300戸となるものと想定しています。その内訳は、令和7年から令和17年度末までに、78,600戸の住宅が新築される一方、59,600戸の除却や居住しない住宅等が増える推計となっています。（図表3-12）

また、統計値より推計した、住宅の耐震化率の自然な推移は図表3-10のとおりです。

図表3-10 住宅の耐震化の現状と自然推計



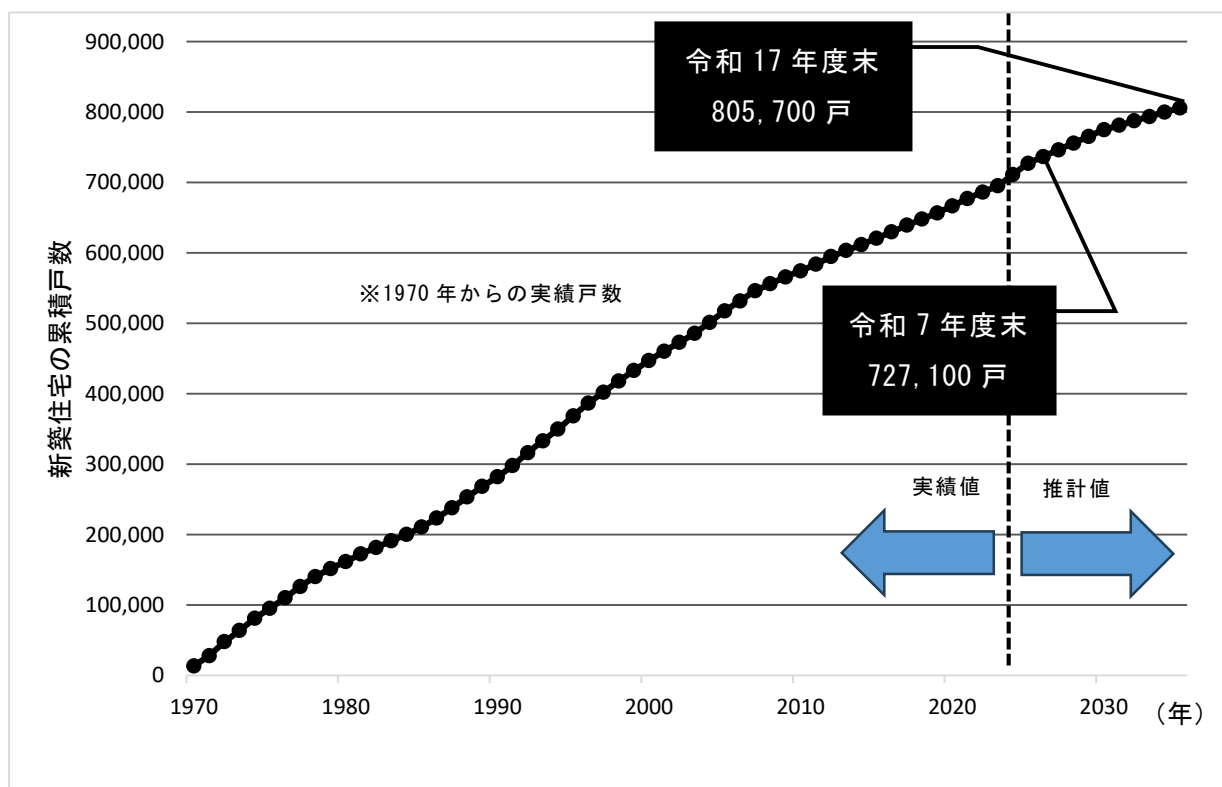
図表 3-11 住宅の耐震化の目標と概要



一方、住宅の耐震化率の目標値をそれぞれ令和 12 年度末に 95%、令和 17 年度末までに耐震性が不十分なすべての住宅をおおむね解消すると設定した場合、想定される戸数、耐震化率の推移は図表 3-11 に示すものとなります。

令和 17 年度末までに耐震性が不十分なすべての住宅をおおむね解消とするためには、10 年間で 45,300 戸の解消が必要となります。

図表 3-12 新築住宅の累積戸数の予測



※1 住宅総数とは、居住世帯のある住宅を示しており、空き家等は除いている。

4 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策に関する事項

4.1 基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。「自らの命や財産は自ら守る」ということが大原則であり、住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して、自らの努力のもと耐震化を進めることが重要です。

また、平成25年の耐震改修促進法の改正により、耐震性を有さないおそれのある全ての住宅・建築物の所有者はその住宅・建築物について耐震診断を行うよう努めなければならないことと、診断結果により必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないことが定められました。

こうした所有者等の取組みを支援するため、県、市町、地元自治会等および各団体が、自助・共助・公助のバランスに配慮し、住宅・建築物の耐震化への取組を行います。（附表4-1）

それぞれが役割を担い、所有者にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じることとします。

県は、これまでも「重点的に耐震化すべき地域」、「重点的に耐震化すべき建築物」および「耐震診断義務対象の建築物」とし、耐震化の促進を図る取組を進めてきました。

引き続き、これらの取組を進めるとともに、更に重点的に耐震化すべき地域に④耐震化率の低い地域を追加し、次の地域、建築物について、所有者への啓発等、市町および各団体と連携しながら、耐震化の促進を図る取組を強化します。

重点的に耐震化すべき地域
①古い木造住宅等の密集地域 ②地域の防災拠点地区（官庁街等） ③被害の発生しやすい地域（軟弱な地盤の地域、断層に近い地域等） ④耐震化率の低い地域
重点的に耐震化すべき建築物
①生活の基盤となる建築物（住宅等） ②災害時に重要な機能を果たす建築物（災害対策本部、災害拠点病院、避難所等） ③多数の人々に利用される建築物（百貨店、ホテル等） ④倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物 （緊急輸送道路や生活道路沿いの建築物） ⑤災害時に多大な被害につながるおそれがある建築物（危険物貯蔵施設等）
耐震診断義務対象の建築物
①要緊急安全確認大規模建築物 ②要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物・防災拠点施設等建築物）

4.2 促進を図るための支援策

県民に対し既存建築物の耐震診断および耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の交付金制度、または補助金制度を活用しながら、引き続き既存住宅・建築物の耐震改修の促進を図ります。（図表4-1）

また、耐震診断や耐震改修に対する融資制度や税の優遇措置、耐震改修促進法による建築基準法の特例措置といった緩和策の周知を図ります。また、県および市町において実施している補助制度は（附表4-10）のとおりです。

図表 4-1 耐震診断・耐震改修に対する助成措置

事業名	対象		内容	
	住宅	建築物	診断	改修
木造住宅耐震診断員派遣事業	○		○	
木造住宅耐震補強案作成事業	○			
木造住宅耐震改修事業	○			○
既存民間建築物耐震診断促進事業	○	○	○	
滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業	○	○		○
滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業		○		○
既存ブロック塀等耐震対策事業		ブロック塀		除却等

（1） 木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）

県は市町と協力して、平成15年度から旧耐震基準で建築された在来木造住宅（昭和56年5月以前着工）の無料耐震診断事業である「木造住宅耐震診断員派遣事業」を実施しており、平成17年度からは県内全ての市町で実施しています。（附表4-2）

（2） 木造住宅耐震補強案作成事業

各市町が行う木造住宅耐震診断員派遣事業で耐震診断を受けた結果、耐震性がない（上部構造評点 0.7 未満）と判定された木造住宅の所有者が希望した場合に、その住宅の上部構造評点を 0.7 以上に引き上げる補強案の作成と概算費用の算出を行い、所有者に提供する事業です。（附表 4-3）

（3） 木造住宅耐震改修事業

木造住宅の耐震改修を進めるため、所有者の経済的な負担を軽減し耐震改修を促進する事業です。（附表4-4、附表4-5）

（4） 既存民間建築物耐震診断促進事業（滋賀県自治振興交付金）

県は市町と協力して、平成12年9月1日から昭和56年5月以前に着工された建築物および住宅に対し、耐震診断補助を実施しています。

現在のところ、補助可能市町は10市町にとどまっていますが、今後、さらに制度の周知に努め、制度活用への誘導を積極的に図ります。（附表4-6）

(5) 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業

特に沿道の耐震化を進めるべき道路として、平成25年改正耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定された道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）の耐震診断とその結果の報告を義務付けています。その費用について本事業により助成し、避難路沿道建築物の耐震化の促進を図ります。（附表4-7）

(6) 滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業

県は市町と協力して、要緊急安全確認大規模建築物のうち、大地震の発生時に避難所として活用される建築物に、耐震改修等への補助を実施しています。（附表4-8）

(7) 既存ブロック塀等耐震対策事業

県は市町と協力して、ブロック塀等の地震に対する安全性の向上を目的とするブロック塀等の改修工事（撤去工事を含みます。）への補助を実施しています。（附表4-9）

(8) 耐震改修促進法による緩和措置

「耐震改修促進法」により、耐震改修計画の認定を受けた建築物について、以下の緩和措置が講じられていることから、これらの周知を図ります。

【建築基準法の特例】

①既存不適格建築物の制限の緩和

安全性の向上を図るための耐震改修を行う場合、既存不適格の内容がやむを得ないと認められるものについては既存不適格部分の改修を行わなくてもよいこととなりました。

②耐火建築物に関する制限の緩和

耐震改修工事により、やむを得なく耐火建築物に関する規定に適合しなくなる場合、火災を早期覚知できる一定の措置が講じられれば、当該規定は適用されません。

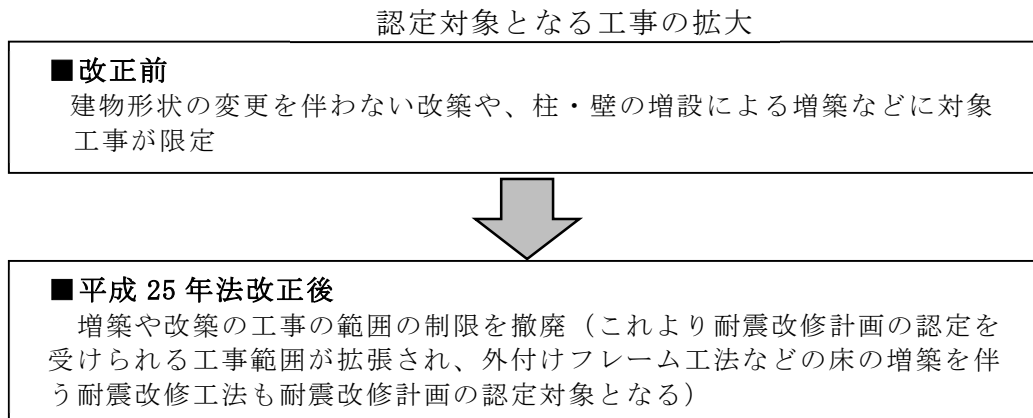
③建築確認手続きの特例

計画の認定をもって建築確認とみなされ、建築基準法の手続きが簡素化されます。

④耐震改修計画の認定基準の緩和および容積率・建ぺい率の特例

新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事拡大および容積率・建ぺい率の特例措置が拡充されました。（図表4-3）

図表4-3 容積率・建ぺい率の特例の改正概要



出典：「耐震診断・耐震改修のススメ」（（一社）建築性能基準推進協会）

⑤区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件が緩和されました。

(9) 耐震性に関する表示制度

耐震性を確保し認定を受けた建築物がその旨を表示できる法定制度について周知を図ります。

4.3 所有者等が高齢者である住宅の耐震化に関する制度

(1) 高齢者世帯耐震改修割増事業の周知

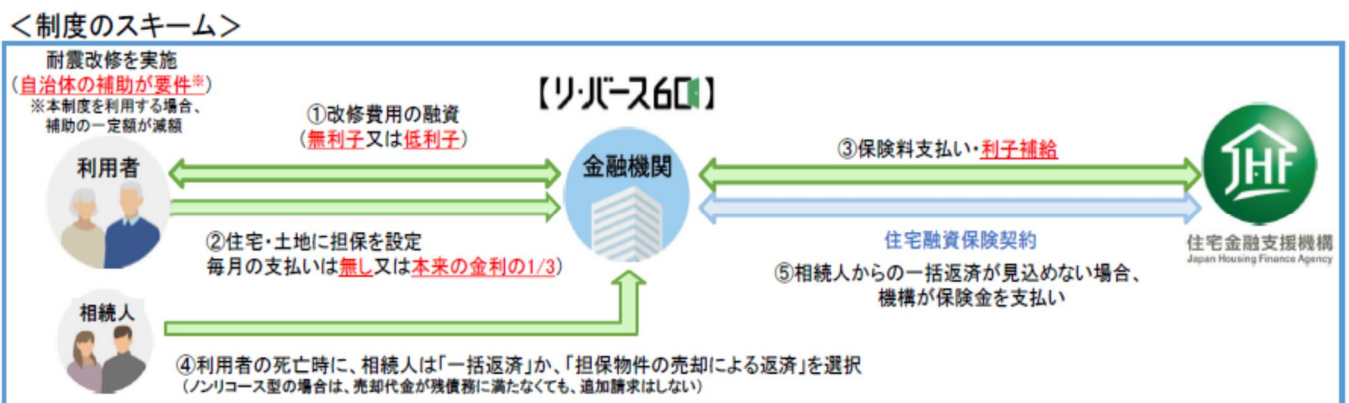
高齢者世帯の耐震化を促進するため、高齢者を含む世帯に対する割増補助を実施しており、県では市町と協力して当該制度の周知に取り組みます。

(2) リバースモーゲージ型高齢者向け耐震改修融資制度の普及・啓発

高齢者世帯の耐震化を促進するため、リバースモーゲージ型住宅ローン（住宅金融支援機構の「リ・バース60」）を活用した高齢者向けの耐震改修融資を無利子化・低利子化する制度が、国により創設されています。（図表4-4）

県では市町と協力して、当該制度の普及に取り組みます。

図表 4-4 高齢者向け耐震改修融資（リバースモーゲージ型）の制度のスキーム



出典：「国土交通省ホームページ」

4.4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

県民が安心して耐震診断、耐震改修を行うことができるよう、耐震診断または耐震改修に必要な知見を持つ技術者の養成等に努めるほか、耐震診断・耐震改修に関する相談体制の構築や様々な情報提供を行います。

(1) 耐震診断・耐震改修技術者の養成等

県は、現在、県と市町が実施している「木造住宅耐震診断員派遣事業」および「木造住宅耐震補強案作成事業」において耐震診断等を行う耐震診断員、「木造住宅耐震改修事業」において設計や施工管理を行う技術者の養成を目的とした講習会や育成を目的とした工法講習会を開催する等、建築技術者の知識の向上を図ります。

また、県は、「木造住宅耐震改修事業」を活用しようとする県民に対し、県のウェブサイトで公開している事業者リストや市町の相談窓口を設置している登録者名簿により、技術講習を受けて登録された設計者や事業者の情報提供を行います。

木造住宅耐震改修工事講習会修了者の登録者は図表4-5のとおりです。

図表 4-5 耐震診断員、耐震改修技術者の講習会受講修了登録者（令和 7 年 3 月現在）

技術者等	登録者数	関連事業者数
耐震診断員	288名	—
設計者等	251名	210者
施工管理者	297名	247者

また、耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催状況は図表4-6のとおりです。

図表 4-6 耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催状況（令和 8 年 2 月現在）

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20～23 年度	H24年度
3	6	7	4	1	各2	1
H25年度	H26年度	H27年度	H28～R7 年度			合計 (回数)
2	3	3	各2			58

(2) 相談体制の整備および情報提供の充実

県は、市町、各建築関係団体、NPO等と連携し、住宅・建築物の耐震化に関する相談体制の構築を行うとともに、情報提供を行います。

県が行っている相談窓口や情報提供の取組については、次のようなものがあります。

- メディア・パンフレットによる広報
- 耐震化啓発セミナー・個別相談会
- 戸別訪問
- 出前講座・出前授業

(3) インターネットによる情報提供

県のウェブサイトでは、耐震改修セミナー、滋賀県木造住宅耐震診断員講習会、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会等の案内および木造住宅耐震改修工事に関する設計者、施工者に関する情報提供を行っています。

また、各市町の耐震診断申込書等の各種申請書類のウェブサイトによる提供のほか、木造住宅の耐震補強工法等に関する新しい情報や、耐震改修実例の紹介をしています。

さらに、滋賀県防災情報マップでは想定される地震に対しての推定震度分布および液状化危険度分布を公開しています。

一般財団法人 滋賀県建築住宅センターのウェブサイトでは、木造住宅耐震診断員派遣事業について、概要の公開を行っています。

一般財団法人 日本建築防災協会のウェブサイトでは、各自治体および建築技術者への相談窓口の紹介、耐震診断・耐震改修を実施できる事業者の紹介を行っています。

耐震支援ポータルサイトでは、耐震診断、改修に関しての法令、補助制度の紹介、関係する様々な情報提供を行っています。

■滋賀県（滋賀県防災ポータル）

<https://dis-shiga.jp/pc/topdis-shiga.html>

■滋賀県防災情報マップ

<https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>

■一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

<https://www.zai-skj.or.jp/>

■一般財団法人 日本建築防災協会

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

耐震支援ポータルサイト

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/srportal/>

■ハザードマップポータルサイト（重ねるハザードマップ）

<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>

(4) 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証について

平成 28 年熊本地震、令和 6 年能登半島地震では、新耐震基準のうち、2000 年以前に建築された建物についても被害が確認されています。

これにともない、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建てられた新耐震基準の木造住宅を対象とした耐震性能の検証方法が、一般財団法人日本建築防災協会により作成されました。

この中では、建物所有者自分で行うチェックによって耐震改修の必要性を検討するためのリーフレットが作成・公開されています。

これらについても、県ホームページなどを通じて周知を図ります。

4.5 地震時の建築物の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化について、「4.2 促進を図るための支援策」「4.3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備」と併せて、地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事項についても取り組んでいきます。

(1) 液状化の対策

平成23年の東日本大震災では、数多くの場所で地盤の液状化による建築物の傾斜、倒壊が発生しました。

県内における液状化予測（附表4-11）では、琵琶湖西岸～南岸に液状化の発生が指摘されています。県では、滋賀県防災情報マップにより、液状化の発生が予想される地域について周知を図るほか、それらの地域において必要な耐震対策の情報提供を行います。

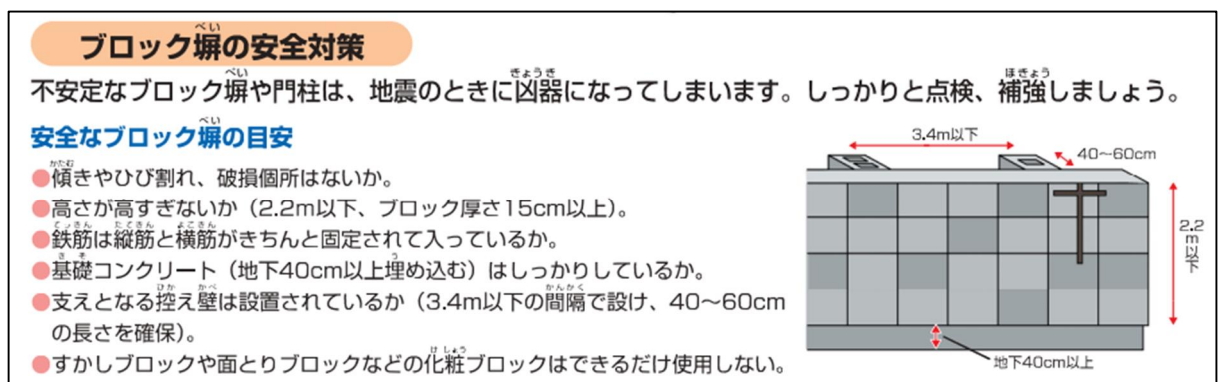
(2) ブロック塀の安全対策

地震によってブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の道路閉塞により、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があるため、ブロック塀の安全対策を行っていく必要があります。

市町と協働して、県民向け防災パンフレット「できることから地震対策！！」（図表4-7）等を通して、ブロック塀の危険度の自己チェックと、点検や補強に関する情報提供を行い、県民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図るとともに、地震に対する通学路や避難路等の安全性の向上を目的とするブロック塀等の撤去工事や改修工事に対する補助を実施します。

また、ブロック塀の適正な施工については、防災パンフレット等による啓発に加え、適切な施工について施工者団体への要請に努めます。

図表 4-7 ブロック塀の安全対策

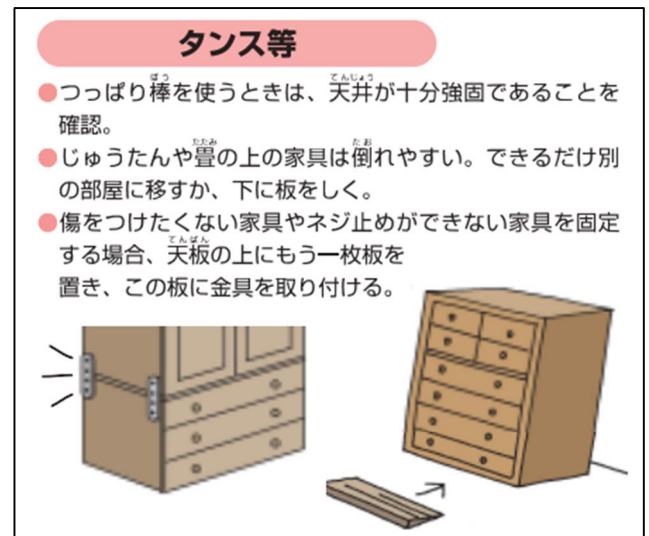


出典：「できることから地震対策！！」（滋賀県）

(3) 家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより負傷すること、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、県民向け防災パンフレット「できることから地震対策！！」（図表4-8）等を通じて、家具転倒防止の対策を県民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及に努めます。

図表 4-8 家具転倒対策



出典：「できることから地震対策！！」（滋賀県）

(4) 防災ベット・耐震シェルターについて

地震による住宅の倒壊時においても、安全な空間を比較的安価かつ簡単に確保できる耐震シェルターや防災ベットの設置について、支援しており、その普及を推進します。

(5) 感震ブレーカーによる住宅火災の防止対策

「滋賀県防災対策の推進に関する条例」の第2条第2項には、「県民および事業者は、災害による火災を防ぐため、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置、火を使用する器具の周辺の整理等を行うよう努めるものとする。」と記載されています。これに基づき、大地震の発生時における、電気設備、熱源等の損壊による住宅火災の発生を防止するため、感震ブレーカーの普及を推進します。

(6) 窓ガラス、天井等の落下防止対策

東日本大震災では、建築物の窓ガラス、外壁のタイルや屋外広告物の落下、また、体育館や劇場等の大規模空間を有する建築物のつり天井の脱落が多く発生し、大きな被害につながりました。

地震発生時のこのような事故を防ぐため、市街地で人の通行が多い道路沿いや避難路沿いの建築物の窓ガラス、外壁に使われているタイルや屋外広告物、大規模天井等の落下防止対策に関する技術的な情報提供を行っていきます。

特に、落下すれば大きな被害につながるおそれのある大規模天井等については、建築基準法関係法令が改正され、平成26年4月からは、新築する建築物などの特定天井について、脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなりました。また、特定天井を有する既存建築物については、増改築時に適用できる基準として落下防止措置が位置付けられました。

以上のことから、国の技術基準に適合していない特定天井については、建築基準法に基づく定期報告制度や建築物防災週間を活用し、建築物の所有者、管理者等に対する啓発・指導に努めていきます。

1 (7) エレベーターの地震防災対策

2 東日本大震災ではエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形等が複数箇所で
3 発生したため、建築基準法施行令が平成26年に改正され、釣合おもりの脱落防止構造
4 の強化や、地震に対する構造上の安全性を確かめるための構造計算の規定が追加され
5 るなど、エレベーターの脱落防止対策に関する規定が定められました。

6 このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

7 また、現行指針に適合していない既存のエレベーターについては、建築基準法によ
8 る定期検査の機会を活用し、建築物の所有者、管理者等に対し、耐震安全性の確保、
9 地震時管制運転装置の設置、閉じこめが生じた場合に早期に救出できる体制整備等、
10 現行指針における地震防災対策に関する情報提供を行うように努めます。

11 (8) エスカレーターの地震防災対策

12 東日本大震災ではエスカレーターの脱落が複数箇所で発生したため、建築基準法施
13 行令が平成26年に改正され、エスカレーターの脱落防止対策に関する次のような関係
14 規定が定められました。

15 ・十分な「かかり代」を設ける構造方法

16 ・脱落防止措置（バックアップ措置）を講じる構造方法

17 このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

18 (9) その他の建築設備の転倒防止、破損防止対策

19 東日本大震災では住宅等に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生しまし
20 た。これらはアンカーボルト等による緊結方法が不適切であったことから、告示「建
21 築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」が平成25年に一部改正施行され、給
22 湯器等の設置状況等に応じて規定された仕様の固定方法とするか、構造計算により確
23 認するか of いずれかの方法で、地震に対する安全確保を図ることと定められました。

24 このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

25 26 4.6 特定優良賃貸住宅の空き家の活用

27 個人住宅や共同住宅、長屋等において、耐震改修工事の実施にあたって、その工事
28 の規模によっては、仮住居への移転が必要となる場合も想定されます。

29 計画認定建築物（耐震改修促進法第19条）である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住
30 居を必要とする者は、特定優良賃貸住宅または地域優良賃貸住宅の空き家を仮住居と
31 して有償で活用できるため、必要に応じてその情報提供を行います。

32 33 4.7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

34 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、急傾斜地近接地の減災対
35 策を推進します。

36 また、地震に伴う建築物の敷地の被害を軽減するため、敷地の液状化や滑動崩落の
37 危険性に関する情報等を提供することにより、敷地被害の未然防止や減災対策につい
38 ての啓発等を行います。

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項

5.1 地震リスクマップの周知・啓発

地震被害を緩和するためには、住宅・建築物の耐震化によるハード面での対策を着実に進めるとともに、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、市町が整備するハザードマップの利用・浸透や過去の災害事例の紹介等による、住民の防災意識の啓発等、ソフト面での対策を推進することが重要です。

県は、地震リスクマップ（「防災情報マップ」）を作成し、県のウェブサイト上で公開しています。（附表5-1）

5.2 パンフレット・セミナー等県民への啓発の推進

県と市町は連携して、建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及を積極的に推進します。

具体的には、耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成や県民への配布等を行います。（図表5-1）特に市町は耐震診断を受けていない建築物の所有者へのパンフレットを配布し、耐震診断・耐震改修の実施を促す等、耐震化に向けた施策を進めます。

また、建築物の所有者向けのセミナーや講習会を開催し、啓発および知識の普及の推進に努めます。

その他、下記のような各施策と連携し、普及・啓発に努めます。

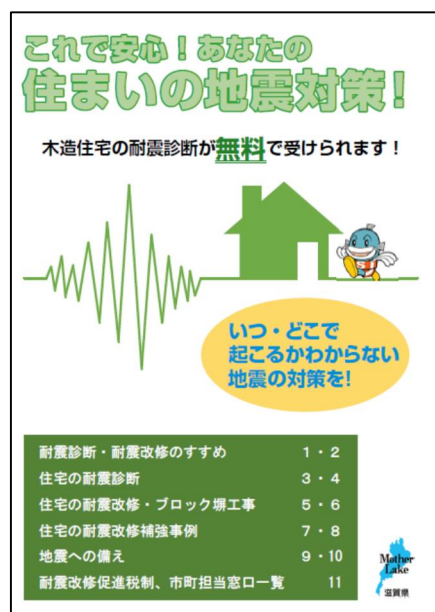
(1) 防災点検・パトロール

年2回建築物防災週間に実施している防災点検等の機会を通じて、地震防災対策の推進について、建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

(2) 住生活月間

毎年10月は「住生活月間」として、催事などを通じ住宅に関し広く普及・啓発を行うとともに、県民に対する地震防災対策に関する情報提供を行います。

図表 5-1 耐震診断・改修のパンフレット
（令和7年8月時点）



1 (3) 防災訓練

2 県および市町の防災訓練を活用し、建築物の地震防災対策に対する意識向上に努め
3 ます。

5 (4) 定期報告制度の活用

6 建築基準法第12条に基づく定期報告結果により、地震防災対策を積極的に行ってい
7 くよう、報告の対象となる建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

9 (5) 各種調査

10 既存建築物における地震対策等の調査（窓ガラスの地震対策等）を通じて、既存建
11 築物の所有者、管理者等に対し、地震対策の啓発を行います。

13 (6) 安価な耐震工法に関する普及・啓発

14 安価な耐震工法の普及は、建物所有者の耐震工事に係る負担が軽減され、耐震改修
15 がより促進されると同時に、天井や床等の撤去を伴わずに工事ができることから、産
16 業廃棄物の発生を抑制する観点においても有効です。

17 そのため、安価な耐震工法に関するパンフレットやウェブサイトなどを作成や、講
18 習会の実施などを通じて、建物所有者がより容易に耐震化に着手できるような取組を
19 進めます。

20 また、リフォーム工事、省エネ改修、または増改築は、耐震改修を実施する好機で
21 あることから、これら工事と併せて耐震改修を行うような働きかけを推進します。

23 5.3 自治会等との連携

24 地震防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を
25 持って取り組むことが大切です。

26 このことから、市町は自治会等と連携した防災活動を実施するなど、地域住民の意
27 識向上に努めるものとし、県は市町の取組みを支援します。

28 また、県は、市町との調整会議を必要に応じて開催し、相互の情報共有を図ること
29 とします。

31 5.4 減災教育による人材育成

32 県内の小学校では、総合的な学習の時間を活用した減災教育に取り組んでいるところ
33 もあります。

34 県は、減災意識の向上と減災行動の気運をさらに盛り上げ、地震に強い地域づく
35 り、人づくりを推進するために、減災教育の講師派遣等、積極的な支援を行います。

6 法令に基づく指導・助言または命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

6.1 耐震改修促進法による指導等の実施

県は所管行政庁として、所轄する地域内の特定既存耐震不適格建築物、要安全確認計画記載建築物および要緊急安全確認大規模建築物の状況を調査するとともに、耐震診断が義務付けられている要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物の所有者からの耐震診断結果の報告を受け、診断結果を公表します。

また、県は、これらの所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施する^{※1}よう努めます。

さらに、国の方針を参考とし、必要に応じ指示^{※2}を行います。なお、指示を受けた所有者が、正当な理由がなくその指示に従わなかった場合には、公表を行う等の措置を講じます。

公表^{※3}の方法については公報、報道発表、ウェブサイトの活用等により行います。

※1 耐震改修促進法第12条第1項、第15条第1項、附則第3条第3項による

※2 耐震改修促進法第12条第2項、第15条第2項、附則第3条第3項による

※3 耐震改修促進法第12条第3項、第15条第3項、附則第3条第3項による

(1) 耐震診断が義務付けられている建築物

① 耐震診断に関する命令の方法

県は、耐震診断義務付け対象となる建築物の所有者が耐震診断結果の報告を実施しない場合、個別に文書等で診断結果を報告するよう促し、それでも報告がされない場合は、耐震改修促進法第8条第1項または附則第3条第3項に基づく命令の対象とします。命令を行った場合は、ウェブサイトへの掲載等の方法により公表を行います。

② 耐震診断または耐震改修の指導および助言の方法

「指導」および「助言」は、耐震改修促進法第12条第1項および附則第3条第3項に基づき、当該建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断、耐震改修の実施を促し、その実施に関し相談に応ずる方法で行います。

③ 耐震診断または耐震改修の指示の方法

「指示」は、耐震改修促進法第12条第2項および附則第3条第3項に基づき、当該建築物の所有者が指導および助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合、具体的に実施すべき事項を明確にした指示書を当該建築物の所有者に交付する等の方法で行います。

④ 耐震診断または耐震改修の指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、耐震改修促進法第12条第3項および附則第3条第3項に基づき、「正当な理由」がなく、耐震診断または耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

なお、建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、耐震診断、耐震改修が確実に行われる見込みがある場合については、その計画内容を考慮し、公表するか否かの判断をします。

「公表の方法」については、耐震改修促進法第12条第3項および附則第3条第3項に基づく公表であることを明確にするとともに、県民に広く周知するため、県および市町の公報やウェブサイトへの掲載、各土木事務所や各市町の掲示板への掲載等により行います。

⑤ 耐震診断が義務付けられている建築物の用途

耐震診断が義務付けられている建築物には、要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物があります。図表6-1に耐震診断が義務付けられている建築物の用途および規模要件の一覧を示します。

1 図表 6-1 耐震診断が義務付けられている建築物の規模要件一覧表

	法	用 途	各建築物の規模要件
要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物	法第5条 第3項 第1号	大規模な災害が発生した場合、その利用を確保することが公益上必要となる建築物	県が耐震改修促進計画において指定する庁舎、避難所等の防災拠点施設等建築物
	法第5条 第3項 第2号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路の幅員の1/2に相当する高さを超える建築物（ただし、道路の幅員が12m以下の場合は6m以上）
	法第6条 第3項 第1号		
要 緊 急 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物	附 則 第 3 条	幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
		小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
		ホテル、旅館	
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
		車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上
		体育館（一般公共の用に供されるもの）	
		危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	5,000㎡以上かつ、境界線から一定距離以内に存する建築物

1 (2) 特定既存耐震不適格建築物

2 ① 耐震診断または耐震改修の指導および助言の方法

3 「指導」および「助言」は、耐震改修促進法第15条第1項および第16条第2項に
4 基づき、当該建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診
5 断等の実施を促し、その実施に関し相談に応ずる方法で行います。

7 ② 耐震診断または耐震改修の指示の方法

8 「指示」は、下記の建築物について、当該建築物の所有者が指導および助言の
9 みでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合に、具体的に実施すべき事項を明確
10 にした指示書を当該建築物の所有者に交付する等の方法で行います。

11 ・ 耐震診断を指示する建築物

12 耐震改修促進法第15条第2項に基づく建築物

13 (図表6-2の「耐震改修促進法第15条第2項の指示対象建築物」欄を参照)

14 ・ 耐震改修を指示する建築物

15 「耐震診断を指示する建築物」のうち、ランク2、3の建築物

16 (図表6-3の「指示する建築物」、「改修」の欄を参照)

17 (ランクについては、図表6-4の各ランクの建築物の耐震性能を参照)

19 ③ 耐震診断または耐震改修の指示に従わないときの公表の方法

20 「公表」は、下記の建築物について、当該建築物の所有者が「正当な理由」が
21 なく、耐震診断または耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

22 なお、建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であ
23 っても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、耐震診断、耐震改修が確実に
24 行われる見込みがある場合は、その計画内容を考慮し、公表するか否かの判断を
25 します。

26 「公表の方法」については、耐震改修促進法第15条第3項に基づく公表である
27 ことを明確にするとともに、県民に広く周知するため、県および市町の公報やウ
28 ェブサイトへの掲載、各土木事務所や各市町の掲示板への掲載等により行いま
29 す。

30 ・ 耐震診断の指示に従わないために公表する建築物

31 昭和56年に改正された建築基準法の構造基準を満足していない建築物

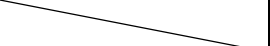
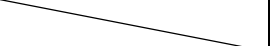
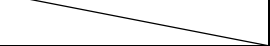
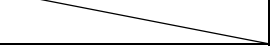
32 所管行政庁が特に必要と認めた建築物

33 ・ 耐震改修の指示に従わないために公表する建築物

34 ランク2・3の①災害時に重要な機能を果たす建築物

35 ランク3の②不特定多数の者が利用する建築物と③危険物の貯蔵場または処理
36 場の用途に供する建築物

1 図表6-2 特定既存耐震不適格建築物の一覧表

法	政令 第6条 第2項	用 途	法第14条の所有者の努力義務および法第15条第1項の「指導・助言」対象建築物	法第15条第2項の「指示」対象建築物
法第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ2,000㎡以上
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ2,000㎡以上
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）		
		車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上
		自動車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設		
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
	法第14条第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
	法第14条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が滋賀県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路の幅員の1/2に相当する高さを超える建築物（ただし、12m以下の場合は6m以上）	左に同じ

1 図表 6-3 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に掲げられる建築物の指示等を行う建築物の選定基準

法	用 途				指 示 す る 建 築 物	公 表 す る 建 築 物 (指 示 し た も の に 限 る)	建 築 基 準 法 に 告 ぐ (原 則 と し て 表 し た も の に 限 る)
法第 15 条第 2 項の特定既存耐震不適格建築物	① 災害時に重要な機能を果たす建築物	ア	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	診 断 法第 15 条第 2 項の耐震不適格建築物	昭和 56 年以前の建築物 所 管 行 政 庁 特 認 必 要 建 築 物	-
		イ	住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校			
				集会場・公民館・体育館			
				幼稚園、保育所等			
		ウ	救急医療等を行う施設	病院、診療所	改 修	ランク 2・3 の建築物	ランク 3 の建築物
		エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等			
		オ	交通の拠点となる施設	車両の停車場または船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの			
	② 不特定多数の者が利用する建築物			百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	診 断 法第 15 条第 2 項の耐震不適格建築物	昭和 56 年以前の建築物 所 管 行 政 庁 特 認 必 要 建 築 物	-
				ホテル・旅館			
				劇場、観覧場、映画館、演芸場			
				博物館、美術館、図書館			
				展示場			
				飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等	改 修	ランク 3 の建築物	ランク 3 の建築物
				理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等			
				遊技場			
				ボーリング場、スケート場、水泳場等			
				公衆浴場			
		③ 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物		自動車車庫または自転車の停留または駐車のための施設			
				-			

2

3 図表 6-4 各ランクの建築物の耐震性能

	耐震性能		基 準
ランク 1	所要の耐震安全性が確保されているが、防災拠点としての機能確保が困難	震度 6 強程度の地震で倒壊を免れる	Is が 0.6 以上、0.75 未満かつ、q が 1.0 以上、1.25 未満
ランク 2	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。	震度 6 強程度の地震で倒壊するおそれ	ランク 3 以外で、Is が 0.6 未満の場合、 または q が 1.0 未満の場合
ランク 3	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。	震度 5 強程度の地震で倒壊するおそれ	Is が 0.3 未満の場合 または q が 0.5 未満

- 4 注 1 Is:耐震診断で算出する構造耐震指標。建物の耐震性能をあらわす数値。0.6 以上は震度 6 強程度まで
5 安全と判断されるが、震度 7 の場合は 0.75～0.9 程度必要となる。
6 注 2 q:必要な保有水平耐力に対する保有水平耐力の比率。
7 注3 耐震性能の震度表記は、現行建築基準法の保有水平耐力の検討が、300～400gal(震度6強)であるこ
8 と、構造耐震指標Is=0.6は現行建築基準法とほぼ同等であることから、一般に分かり易い震度表記とした。

9

6.2 建築基準法による勧告または命令等の実施

建築基準法第10条では、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物、建築基準法施行令第14条の2第1号、または第2号に掲げる建築物について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令することができるとしています。

耐震改修促進法に基づく耐震改修の指示に従わないために公表した建築物で、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物、建築基準法施行令第14条の2第1号、または第2号に掲げる建築物のうち、震度5強程度の地震で倒壊するおそれのある耐震性能ランク3のものについては、建築基準法第10条に基づく勧告に従わない場合は同法に基づく命令により是正を求める対象とします。（図表6-3参照）

6.3 耐震改修を促進するための連携

県は、住宅・建築物の耐震改修の促進に関する指導・助言または命令等の運用について、各所管行政庁と連携し、調整を図ることとします。

7 その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

7.1 市町が定める耐震改修促進計画に定める事項

県は、可能な限り早期に全ての市町が改正耐震改修促進法の規定に基づいた改定案を作成できるよう、必要な情報提供、助言、技術支援を行います。

市町が定める耐震改修促進計画に定める事項については、耐震改修促進法の改正、同法政省令、基本方針、および本計画の内容を反映しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの活用状況、重点的に耐震化すべき地域や、重点的に耐震化に着手すべき建築物の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、各市町における地域固有の状況を配慮して作成します。

上記以外の事項として、市町において地震被害が考えられる断層帯の位置や、想定される地震の規模、被害の状況、市町内にある建築物の耐震化の現状、建築の耐震改修等の目標設定、地震発生時に通行を確保すべき道路の指定状況、市町における耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策や、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発、および知識の普及施策等の記載が考えられます。

【市町耐震改修促進計画の策定項目（参考例）】

- ① 計画の方針
- ② 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標
 - ・ 想定される地震の規模、想定される被害の状況
 - ・ 耐震化の現状
 - ・ 建築の耐震改修等の目標の設定
- ③ 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - ・ 耐震診断・改修に関する基本的な取組み方針
 - ・ 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要
 - ・ 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
 - ・ 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要
 - ・ 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項
 - ・ 重点的に耐震化すべき地域の設定
 - ・ 重点的に耐震化すべき建築物の設定
- ④ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項
 - ・ 地震ハザードマップの作成・公表
 - ・ 相談体制の整備および情報提供の充実
 - ・ リフォームにあわせた耐震改修の誘導
 - ・ 自治会等との連携
- ⑤ その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

7.2 その他耐震改修を促進するための事項

(1) 新たに建築される建物の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、良質な建築物を確保する観点から、適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査の徹底を図ります。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

用語解説集

1 **【あ行】**

2 **○ I s 値**

3 I s 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値です。

4 一般的な I s 値の目安は以下のとおりです。（旧建設省告示）

5 I s 値 0.3 未満……………破壊する危険性が高い

6 I s 値 0.3 以上 0.6 未満……破壊する危険性がある

7 I s 値 0.6 以上……………破壊する危険性が低い

9 **【か行】**

10 **○活断層**

11 最近の地質時代（第四紀：約 200 万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動
12 することが推定される断層です。

13 出典「新編日本の活断層」（活断層研究会編、1991 年）による

15 **○既存不適格建築物**

16 建築した時は建築基準法などの法律に適合していたのに、その後の法律や条例の
17 改正、新しい都市計画の施行などによって、法令の規定に適合しなくなってしまっ
18 た建築物のことです。違反建築物ではありませんが、建替えや一定規模以上の増改
19 築を行う場合は、現行法令の規定に適合させる必要があります。

21 **○既存耐震不適格建築物**

22 地震に対する安全性にかかる建築基準法または条例の規定に適合していない、昭
23 和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着工した建築物（⇒耐震不明建築物）のことで
24 す。

26 **○旧耐震基準（⇔新耐震基準）**

27 「耐震基準」を参照。

29 **○旧耐震建築物**

30 「耐震基準」を参照。

32 **○緊急輸送道路**

33 災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避
34 難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路の
35 ことです。

○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力（地域の防災力）を高めることが大切です。

○建ぺい率

建ぺい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合です。建築面積とは、建築物の壁またはこれに代わる柱の中心線で囲まれた水平投影部分の面積のことです。

【さ行】

○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法です。

○市町耐震改修促進計画

各市町の区域内の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画です。

○滋賀県地域防災計画

滋賀県域における災害に対処し、県民の生命、身体および財産を保護するため、滋賀県が災害対策基本法に基づき策定している計画です。防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定めています。

○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値です。計算手法は、想定された地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられています。

○住宅・土地統計調査

住宅および世帯の居住状況の実態を把握し、全国および地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。

○上部構造評点

『木造住宅の耐震診断と補強方法』（一般財団法人日本建築防災協会刊）において定める木造建築物に関する『構造耐震指標』（ I_w ）のことで、建物を壊さないで床や壁の仕様・部材、筋交いや耐力壁の接合部の状態、劣化状況などを調査し

て評価した「保有耐力」を想定される地震動と地盤・建物の形状・壁の配置等をもとに解析して算出した「必要耐力」で除した数値であり、地震動に対する木造住宅の土台から上部（上部構造）の耐震性を評価するための数値です。

一般的な上部構造評点の数値の目安は、次のとおりです。

0.7 未満・・・・・・・・・・倒壊し、または崩壊する危険性が高い

0.7 以上 1.0 未満・・・・・・・・倒壊し、または崩壊する危険性がある

1.0 以上・・・・・・・・・・倒壊しまたは崩壊する危険性が低い

○所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項に定められている地方公共団体のことで、滋賀県においては、建築基準法の規定に基づく建築主事を置く7市（大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市）、ならびにその他の市町の域においては滋賀県知事がこれにあたります。

○新耐震基準（⇔旧耐震基準）

「耐震基準」を参照。

○ソフト面での対策（⇔ハード面での対策）

ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策です。一方、ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

【た行】

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

○耐震改修

建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕もしくは模様替え、一部の除却または敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

○耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。

その後、平成 18 年 1 月に改正され、大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、都道府県が計画の策定を行うことが定められました。

平成 25 年 11 月の改正により、不特定多数の方が利用する建築物および避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、危険物の貯蔵等を行う建築物のうち大規模なものについて、その所有者が耐震診断を行い所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁がその結果を公表することとなりました。また、用途・規模を問わず、全ての建築物（旧耐震建築物）の所有者に対し、耐震診断・耐震改修の努力義務が求められることとなりました。

○耐震基準

宮城県沖地震（昭和 53 年 M7.4）等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。また、昭和 56 年 5 月以前の耐震基準を旧耐震基準と呼び、旧耐震基準で設計された建築物を一般的に旧耐震建築物と呼んでいます。

○耐震不明建築物

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した建築物のことです。ただし、同年 6 月 1 日以降に増築、改築、大規模の修繕等に着手し、建築基準法の規定に基づく検査済証の交付を受けているものは除きます。

○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議です。

○通行障害既存耐震不適格建築物

地震時の倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物のことで、前面道路の幅員と建築物の配置高さの要件を満たす既存耐震不適格建築物のことです。

○伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法です。地域の気候・風土に適応して木造建築物の主要な構法として発展してきました。土壁が基本で、貫（ぬき）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられています。

○道路をふさぐおそれがある住宅・建築物

地震時の倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物です。

○特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある一定規模以上のもので、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものをいいます。耐震診断・耐震改修に関する、所管行政庁による指導・助言等の対象となります。

○特定天井

脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井のことで、次の全ての要件を満たすものが該当します。

- ・居室、廊下その他人が日常立ち入る場所に設けられるもの。
- ・高さが 6m を超え、水平投影面積が 200 m² を超えるもの。
- ・単位面積質量が 2 キログラムを超える天井面構成部材等で構成されるもの。

○特定優良賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、各自治体が民間事業者等に対して建設費や家賃の補助を行い、中堅所得者向けに供給する一定の基準を満たした良質な賃貸住宅のことです。

【な行】

○南海トラフ地震

日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数 cm の割合で沈み込んでいる場所を震源として発生する地震です。

この地震は 100～200 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されています。

○ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのことです。例えば道路ネットワーク、コンピューターネットワーク、全国的な放送局の組織網などがあります。

1 【は行】

2 ○ハード面での対策（⇔ソフト面での対策）

3 ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化
4 対策です。一方、ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなど
5 による工事を伴わない対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策
6 と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

8 ○ハザードマップ

9 災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険
10 なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、
11 宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常
12 は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現し
13 ています。

15 ○バリアフリー

16 日常生活や社会生活を営む上での障害（バリア）をなくすことを言います。住宅
17 においては、床の段差の解消、手すりの設置等があります。

19 ○避難路沿道建築物

20 平成 25 年の耐震改修促進法改正の規定に基づいて、滋賀県が大地震発生時の通
21 行を確保する目的でその沿道の建築物の倒壊を防ぐために指定した道路の敷地が接
22 しており、かつ道路の幅員に対し一定の高さを持つ既存耐震不適格建築物（耐震不
23 明建築物に限る）のことを本計画内で「避難路沿道建築物」と定義しています。そ
24 の所有者は耐震診断を実施し、結果を所管行政庁あて報告する義務があります。

25 （⇒通行障害既存耐震不適格建築物）（⇒要安全確認計画記載建築物）

27 ○琵琶湖西岸断層帯地震

28 琵琶湖西岸断層帯は、滋賀県高島市（旧マキノ町）から大津市国分付近に至る断
29 層帯で、概ね南北方向に延びています。本断層帯は過去の活動時期の違いから、断
30 層帯北部と断層帯南部に区分されます。断層帯北部は、高島市に分布する断層であ
31 り、長さは約 23km で、ほぼ南北方向に延びています。断層帯南部は、高島市南方
32 （旧高島町付近）の琵琶湖西岸付近から大津市国分付近に至る断層であり、長さは
33 約 38km で、北北東－南南西方向に延びています。断層帯全体としては約 59km であ
34 り、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層です。

35 想定されている地震の規模は、断層帯北部でM7.1 程度、断層帯南部でM7.5 程
36 度とされ、断層帯全体で発生する場合はM7.8 程度が想定されています。

○防災拠点施設等建築物

官公署その他大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物として滋賀県が指定した既存耐震不適格建築物のことを本計画内で「防災拠点施設等建築物」と定義しています。(⇒要安全確認計画記載建築物)

【や行】

○要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物は、通行を確保すべき道路として、都道府県または市町村が指定した道路の沿道にあって地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物（滋賀県では「避難路沿道建築物」）、または都道府県が指定する、病院、官公署等、その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要である建築物（滋賀県では「防災拠点施設等建築物」）を総称したもので、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものです。

この建築物には、耐震診断の結果の報告が義務付けられています。

○要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、不特定多数の人々が利用する建築物、避難に配慮が必要とされる方が利用する建築物または危険物の貯蔵場・処理場のうち、一定の規模以上のもので、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものです。

この建築物には、耐震診断の結果の報告が義務付けられています。

○容積率

容積率とは、敷地面積に対する延床面積の割合です。延床面積とは建築物の各階の床面積の合計面積のことです。

【ら行】

○リバースモーゲージ型住宅ローン

リバースモーゲージ型住宅ローンとは、住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する、高齢者を対象とした住宅ローンのことを指します。

毎月の支払い金額を利息のみとし、元金は利用者の死亡時に一括返済（担保物件の売却代金など）される仕組みです。

1
2
3
4
5
6
7 滋賀県既存建築物耐震改修促進計画（別冊）
8 （案）
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

25 令和 8 年 3 月 改定
26
27

28 滋 賀 県
29
30
31

目次

附 表	2
附表 1-1 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき指定する道路表 (平成 27 年指定)	3
附表 1-2 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク (滋賀県)	4
附表 1-3 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路	5
附表 2-1 想定される主な地震の発生確率と規模	17
附表 2-2 地震被害想定総括表	17
附表 2-3 琵琶湖西岸断層帯地震 (case2) の被害予測	18
附表 4-1 耐震診断・改修促進施策の実施機関と役割	19
附表 4-2 木造住宅耐震診断員派遣事業の制度概要	20
附表 4-3 木造住宅耐震補強案作成事業の制度概要	20
附表 4-4 木造住宅耐震改修事業の制度概要	21
附表 4-5 木造住宅耐震改修事業への割り増し補助金の制度概要	21
附表 4-6 滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業の制度概要	22
附表 4-7 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業の制度概要	22
附表 4-8 滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業の制度概要	22
附表 4-9 既存ブロック塀等耐震対策事業の制度概要	22
附表 4-10 (1) 現在、県・市町が行っている補助制度の概要	23
附表 4-10 (2) 現在、県・市町が行っている補助制度の概要	24
附表 4-11 液状化危険度分布 (琵琶湖西岸断層帯地震 case2)	25
附表 5-1 地震リスクマップ (推定震度分布 (全地震最大))	26
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	27

1
2
3
4
5
6
7

附 表

1 附表 1-1 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき指定する道路表（平成 27 年指定）

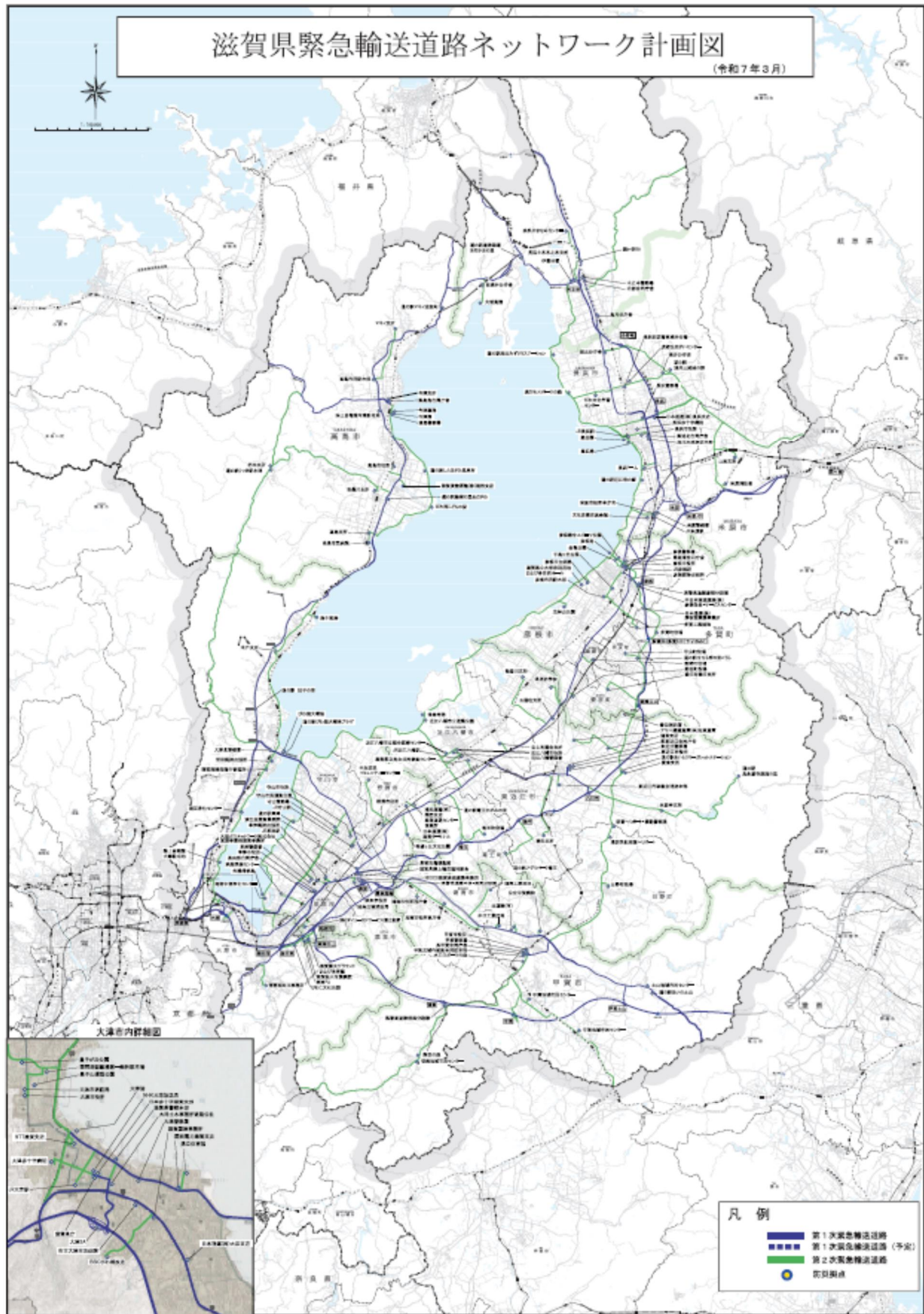
指定道路（路線名）	区分	路線種別	区間（起点）	区間（終点）	延長 (km)	車線数	管理者
一般国道 1 号	第 1 次	一般国道	瀬田川大橋西詰	本宮二丁目西交差点	4.8	2	国土交通省
高島大津線（558）	第 2 次	一般県道	琵琶湖大橋交差点	仰木口交差点	1.6	2	滋賀県
高島大津線（558）	第 2 次	一般県道	自衛隊北交差点	柳が崎交差点	1.3	3	滋賀県
高島大津線（558）	第 2 次	一般県道	大津港口交差点	逢坂一丁目北交差点	1.5	2	滋賀県
一般国道 477 号	第 1 次	一般国道	琵琶湖大橋交差点	新宿橋交差点	0.5	2	滋賀県
大津草津線（18）	第 1 次	主要地方道	大津港口交差点	近江大橋西詰交差点	3.3	4	滋賀県
大津停車場本宮線 （103）	第 1 次	一般県道	県庁前交差点	本宮一丁目西交差点	0.5	2	滋賀県
高島大津線（558）	第 2 次	一般県道	真野五丁目交差点	琵琶湖大橋交差点	0.4	2	滋賀県
彦根港彦根停車場線 （517）	第 1 次	一般県道	県湖東合同庁舎	旭町西交差点	0.2	4	滋賀県
彦根停車場線（6）	第 1 次	主要地方道	旭町西交差点	JR 彦根駅前交差点	0.2	2	滋賀県
彦根駅平田線	第 1 次	彦根市道	JR 彦根駅前交差点	大東町南交差点	0.4	2	彦根市

2 （令和7年3月 緊急輸送道路ネットワーク計画の更新内容を反映）

3

4

1 附表 1-2 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク（滋賀県）



出典：「緊急輸送道路ネットワーク」令和7年3月改正
 (滋賀県HP : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/douro/18935.html>)

1 附表 1-3 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路

2 1. 第 1 次緊急輸送道路（令和 7 年 3 月改正）

路線番号	種別	路線名	区 間 (起点～終点)	延長 (km)	車線 数	備 考
国 道	国	一般国道 1 号	甲賀市土山町山中 ～大津市横木一丁目	56.6	2-4	
	国	一般国道 1 号 (栗東水口道路)	湖南市石部北五丁目 ～栗東市小野	3.4	2	
	国	一般国道 1 号 (京滋 BP)	草津市東草津四丁目 ～大津市石山寺三丁目	8.1	4	
	国	一般国道 8 号 (米原 BP)	米原市入江 ～米原市顔戸	5.7	2	
	国	一般国道 8 号	長浜市西浅井町沓掛 ～栗東市手原	83.2	2	
	国	一般国道 21 号	米原市長久寺 ～米原市西円寺	12.3	2	
	国	一般国道 161 号	高島市マキノ町野口 ～大津市追分町	73.4	2	
		一般国道 (指定区間内) 計	4 路線 7 区間	242.7		国土交通省 管理
	国	一般国道 303 号	長浜市西浅井町塩津浜 ～高島市マキノ町野口	8.0	2	
	国	一般国道 303 号	高島市今津町弘川 ～高島市今津町杉山	13.6	2	
	国	一般国道 306 号	彦根市原町 ～彦根市外町	0.7	2	
	国	一般国道 307 号	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	2.6	2	
	国	一般国道 421 号	東近江市中小路町 ～近江八幡市友定町	9.6	2	
		一般国道 (指定区間外) 計	4 路線 5 区間	34.5		滋賀県管理
	高国	高国 名神高速道路	米原市長久寺 ～大津市追分町	83.2	4-6	
	高国	高国 北陸自動車道	長浜市余呉町椿坂 ～米原市三吉	36.3	4	
	高国	高国 新名神高速道路	甲賀市土山町山女原 ～草津市野路町	41.9	4	
	有国	一般国道 1 号(京滋 BP)	大津市神領四丁目 ～大津市石山外畑町	8.7	4	
		有料道路 (指定区間外) 計	4 路線 4 区間	170.1		高速道路株 式会社管理
	国	一般国道 477 号	守山市洲本町 ～大津市真野普門二丁目	8.2	2-4	琵琶湖大橋
		有料道路(滋賀県道路公 社管理区間) 計	1 路線 1 区間	8.2		公社管理

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線 数	備考
主要地方道 11	主	守山栗東線	守山市洲本町 ～栗東市出庭	5.9	2	琵琶湖大橋
		有料道路（滋賀県道路公 社管理区間） 計	1 路線 1 区間	5.9		公社管理
主要地方道 18	主	大津草津線	大津市丸の内町 ～大津市浜大津	3.2	4	
18	主	大津草津線	草津市矢橋町 ～大津市丸の内町	4.5	4	近江大橋
42	主	草津守山線	草津市矢橋町 ～草津市木川町	1.6	4	近江大橋
55	主	上砥山上鉤線	栗東市小野 ～栗東市手原三丁目	2.1	2	
56	主	大津インター線	大津市松本本宮町 ～大津市本宮一丁目	0.9	2	
11	主	守山栗東線	栗東市出庭 ～栗東市辻	1.2	2	
24	主	甲賀土山線	甲賀市土山町頓宮 ～甲賀市甲賀町岩室	1.1	2	
6	主	彦根停車場線	彦根市旭町 ～彦根市旭町	0.2	2	
25	主	彦根近江八幡線	彦根市外町 ～彦根市大東町	0.6	2	
37	主	中山東上坂線	長浜市川崎町 ～長浜市山階町	1.0	4	
54	主	海津今津線	高島市今津町弘川 ～高島市今津町弘川	0.4	2	
		主要地方道 計	10 路線 11 区間	16.8		滋賀県管理
一般県道 103	一	大津停車場本宮線	大津市本宮一丁目 ～大津市京町四丁目	0.6	2	
141	一	山田草津線	草津市木川町 ～草津市草津三丁目	1.9	2	
329	一	彦根米原線	米原市入江 ～彦根市松原町	2.3	2	
340	一	甲賀土山インター線	甲賀市甲賀町岩室 ～甲賀市甲賀町岩室	0.3	2	
535	一	泉水口線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.3	2	
216	一	雨降野今在家八日市線	東近江市八日市緑町 ～東近江市八日市上之町	0.4	2	
517	一	彦根港彦根停車場線	彦根市元町 ～彦根市旭町	0.2	4	
291	一	今津停車場線	高島市今津町今津 ～高島市今津町弘川	0.4	2	

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
		一般県道計	8 路線 8 区間	6.4		滋賀県管理
市町道	市	彦根駅平田線	彦根市大東町 ～彦根市大東町	0.4	2	
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1	2	
	市	北浜寅丸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.5	2	
	市	緑町線	東近江市八日市東本町 ～東近江市八日市上之町	0.6	1	
		市町道計	4 路線 4 区間	1.6		市町管理
		第 1 次緊急輸送道路計	36 路線 41 区間	486.2		

1

2

1 2. 第2次緊急輸送道路（令和7年3月改正）

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
国道	国	一般国道 303 号	長浜市木之本町金居原 ～長浜市木之本町千田	17.5		
	国	一般国道 306 号	多賀町多賀 ～彦根市原町	5.4		
	国	一般国道 307 号	多賀町多賀 ～甲賀市水口町水口	33.0		
	国	一般国道 307 号	甲賀市水口町水口 ～甲賀市信楽町下朝宮	29.8		
	国	一般国道 365 号	長浜市小谷郡上町 ～米原市藤川	19.7		
	国	一般国道 365 号	長浜市余呉町中之郷 ～長浜市木之本町黒田	5.0		
	国	一般国道 367 号	大津市伊香立途中町 ～高島市今津町保坂	33.5		
	国	一般国道 421 号	東近江市蓼畑町 ～東近江市中小路町	17.5		
	国	一般国道 422 号	大津市石山寺三丁目 ～大津市南郷一丁目	1.8		
	国	一般国道 477 号	大津市真野大野 ～大津市伊香立途中町	6.7		
	国	一般国道 477 号	日野町河原一丁目 ～日野町松尾	0.7		
	国	一般国道 477 号	竜王町小口 ～竜王町西横関	4.2		
		一般国道 (指定区間外) 計	8 路線 12 区間	174.8		滋賀県管理
主要地方道 18	主	大津草津線	草津市新浜町 ～草津市新浜町	0.7		滋賀県管理
2	主	大津能登川長浜線	大津市神領四丁目 ～草津市野路町	3.4		
7	主	大津停車場線	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
26	主	大津守山近江八幡線	大津市大江 ～草津市新浜町	1.5		
47	主	伊香立浜大津線	大津市山上町 ～大津市御陵町	0.5		
2	主	大津能登川長浜線	守山市守山六丁目 ～守山市播磨田町	0.6		
2	主	大津能登川長浜線	栗東市小柿三丁目 ～栗東市中沢二丁目	0.7		
42	主	草津守山線	守山市播磨田町 ～草津市木川町	7.6		
42	主	草津守山線	草津市矢橋町 ～草津市矢橋町	2.3		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
43	主	平野草津線	草津市笠山 ～草津市野路東	1.5		
32	主	野洲中主線	野洲市大篠原 ～野洲市上屋	1.0		
48	主	近江八幡守山線	野洲市西河原 ～野洲市西河原	0.2		
55	主	上砥山上鉤線	栗東市上鉤 ～栗東市手原二丁目	0.5		
4	主	草津伊賀線	湖南市三雲 ～湖南市石部北五丁目	6.5		
13	主	彦根八日市甲西線	湖南市朝国 ～湖南市三雲	1.3		
13	主	彦根八日市甲西線	湖南市高松町 ～湖南市岩根	3.0		
4	主	草津伊賀線	甲賀市水口町牛飼 ～甲賀市甲賀町五反田	14.8		
24	主	甲賀土山線	甲賀市甲賀町大原市場 ～甲賀市甲賀町相模	0.2		
49	主	甲南阿山伊賀線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町杉谷	1.0		
2	主	大津能登川長浜線	東近江市能登川町 ～東近江市射光寺町	2.4		
13	主	彦根八日市甲西線	東近江市昭和町 ～東近江市川合町	3.8		
13	主	彦根八日市甲西線	東近江市西菩提寺町 ～東近江市小田苅町	1.4		
26	主	大津守山近江八幡線	近江八幡市長命寺町 ～近江八幡市大房町	3.0		
48	主	近江八幡守山線	近江八幡市鷹飼町 ～近江八幡市中小森町	1.6		
52	主	栗見八日市線	東近江市鉢光寺町 ～東近江市鉢光寺町	0.2		
25	主	彦根近江八幡線	彦根市長曾根町 ～近江八幡市長命寺町	23.2		
2	主	大津能登川長浜線	彦根市長曾根町 ～長浜市高田町	14.3		
13	主	彦根八日市甲西線	愛荘町東出 ～愛荘町安孫子	0.9		
25	主	彦根近江八幡線	彦根市大東町 ～彦根市京町三丁目	0.2		
19	主	山東一色線	米原市野一色 ～米原市一色	6.7		
37	主	中山東上坂線	長浜市八幡中山町 ～長浜市川崎町	1.2		
37	主	中山東上坂線	長浜市山階町 ～長浜市東上坂町	3.6		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線 数	備考
44	主	木之本長浜線	長浜市木之本町大音 ～長浜市湖北町尾上	7.1		
23	主	小浜朽木高島線	高島市朽木市場 ～高島市安曇川町五番領	12.8		
23	主	小浜朽木高島線	高島市安曇川町五番領 ～高島市安曇川町田中	0.5		
38	主	太田安井川線	高島市新旭町新庄 ～高島市新旭町新庄	1.0		
		主要地方道 計	22 路線 35 区間	130.8		滋賀県管理
一般県道 108	—	南郷桐生草津線	大津市南郷一丁目 ～大津市黒津四丁目	0.2		
307	—	北小松大物線	大津市南小松 ～大津市南小松	0.1		
335	—	今津マキノ線	高島市今津町日置前 ～高島市マキノ町沢	3.6		
534	—	蘭生日置前線	高島市今津町日置前 ～高島市今津町日置前	0.7		
558	—	高島大津線	大津市北小松 ～大津市浜大津一丁目	31.6		
345	—	志賀インター線	大津市荒川 ～大津市木戸	0.9		
142	—	草津停車場線	栗東市小柿 ～草津市渋川一丁目	0.7		
151	—	守山中主線	野洲市市三宅 ～野洲市西河原	2.3		
155	—	木部野洲線	野洲市市三宅 ～野洲市小篠原	2.2		
324	—	希望が丘文化公園北線	野洲市辻町 ～野洲市小篠原	1.7		
342	—	草津田上インター線	草津市野路町 ～草津市野路町	0.2		
559	—	近江八幡大津線	近江八幡市南津田町 ～草津市新浜町	30.7		
113	—	石部草津線	湖南市石部北一丁目 ～湖南市石部中央一丁目	0.6		
124	—	甲南停車場線	甲賀市甲南町野田 ～甲賀市甲南町野田	0.3		
132	—	甲南阿山線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町杉谷	0.6		
164	—	水口竜王線	甲賀市水口町北脇 ～甲賀市水口町笹が丘	0.7		
178	—	泉日野線	甲賀市水口町泉 ～甲賀市水口町下山	0.4		
337	—	柑子塩野線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町新治	1.4		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
341	—	信楽インター線	甲賀市信楽町黄瀬 ～甲賀市信楽町黄瀬	0.1		
343	—	甲南インター線	甲賀市甲南町新治 ～甲賀市甲南町杉谷	2.6		
137	—	信楽停車場線	甲賀市信楽町長野 ～甲賀市信楽町長野	0.2		
176	—	桜川西竜王線	東近江市桜川西町 ～東近江市市子川原町	0.8		
201	—	安土西生来線	近江八幡市安土町小中 ～近江八幡市西生来町	0.9		
202	—	佐生五個荘線	東近江市五個荘金堂町 ～東近江市五個荘塚本町	0.2		
206	—	神郷彦根線	東近江市神郷町 ～東近江市神郷町	0.3		
213	—	湖東彦根線	東近江市南花沢町 ～東近江市西菩提寺町	2.8		
326	—	大房東横関線	近江八幡市大房町 ～近江八幡市東横関町	5.1		
502	—	近江八幡停車場線	近江八幡市鷹飼町 ～近江八幡市桜宮町	0.8		
553	—	今築瀬線	東近江市神郷町 ～東近江市五個荘築瀬町	1.7		
196	—	三津屋野口線	彦根市三津屋町 ～彦根市日夏町	0.9		
206	—	神郷彦根線	彦根市西今町 ～彦根市京町三丁目	2.8		
219	—	豊郷停車場線	豊郷町八目 ～豊郷町高野瀬	1.1		
220	—	松尾寺豊郷線	愛荘町松尾寺 ～愛荘町東出	2.8		
224	—	多賀高宮線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	1.2		
227	—	敏満寺野口線	甲良町金屋 ～甲良町在土	1.3		
344	—	湖東三山インター線	愛荘町松尾寺 ～愛荘町松尾寺	0.3		
517	—	彦根港彦根停車場線	彦根市松原二丁目 ～彦根市元町	1.8		
518	—	彦根城線	彦根市古沢町 ～彦根市松原町	0.9		
518	—	彦根城線	彦根市佐和町 ～彦根市金亀町	0.4		
528	—	彦根環状線	彦根市小泉町 ～彦根市高宮町大北	3.5		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
542	—	安食西八目線	豊郷町石畑 ～豊郷町八目	0.2		
234	—	朝妻筑摩近江線	米原市朝妻筑摩 ～米原市下多良一丁目	1.7		
244	—	大野木志賀谷長浜線	米原市志賀谷 ～米原市長岡	2.2		
248	—	天満一色線	米原市長岡 ～米原市一色	0.3		
242	—	加田田村線	長浜市田村町 ～長浜市加田町	1.3		
251	—	祇園八幡中山線	長浜市祇園町 ～長浜市八幡中山町	2.1		
254	—	川道唐国線	長浜市錦織町 ～長浜市唐国町	0.7		
256	—	香花寺曾根線	長浜市落合町 ～長浜市落合町	0.2		
265	—	郷野湖北線	長浜市小谷郡上町 ～長浜市湖北町速水	2.2		
273	—	東野虎姫線	長浜市内保町 ～長浜市酢	5.4		
329	—	彦根米原線	米原市下多良一丁目 ～米原市米原	0.6		
233	—	米原停車場線	米原市米原 ～米原市米原	0.1		
331	—	湖北長浜線	長浜市湖北町尾上 ～長浜市公園町	12.0		
509	—	間田長浜線	長浜市八幡東町 ～長浜市高田町	1.2		
513	—	葛籠尾崎大浦線	長浜市西浅井町大浦 ～長浜市西浅井町大浦	0.3		
557	—	西浅井マキノ線	長浜市西浅井町大浦 ～長浜市西浅井町大浦	1.9		
287	—	小荒路牧野沢線	高島市マキノ町沢 ～高島市マキノ町沢	0.3		
296	—	畑勝野線	高島市高島町音羽 ～高島市高島町勝野	1.1		
300	—	高島停車場線	高島市高島町勝野 ～高島市高島町勝野	1.0		
303	—	北船木北畑線	高島市新旭町太田 ～高島市新旭町新庄	3.1		
304	—	北船木勝野線	高島市安曇川町北船木 ～高島市高島町勝野	7.1		
305	—	南船木西万木線	高島市安曇川町青柳 ～高島市安曇川町西万木	0.4		
333	—	安曇川今津線	高島市安曇川町北船木 ～高島市今津町今津	9.4		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線 数	備考
		一般県道 計	63路線 63区間	166.2		滋賀県管理
市町道	市	幹 1033 号線	大津市皇子が丘三丁目 ～大津市皇子が丘三丁目	0.1		
	市	中 3517 号線	大津市長等一丁目 ～大津市長等一丁目	0.1		
	市	中 3401 号線	大津市京町三丁目 ～大津市京町三丁目	0.2		
	市	幹 1037 号線	大津市島の関 ～大津市梅林一丁目	0.7		
	市	幹 1042 号線	大津市中央四丁目 ～大津市松本一丁目	0.3		
	市	幹 1045 号線	大津市竜が丘 ～大津市鶴の里	1.3		
	市	中 4013 号線	大津市におの浜四丁目 ～大津市におの浜四丁目	0.4		
	市	幹 1031 号線	大津市皇子が丘三丁目 ～大津市皇子が丘一丁目	1.5		
	市	幹 1033 号線	大津市札の辻 ～大津市京町二丁目	0.5		
	市	幹 2128 号線	大津市尾花川 ～大津市御陵町	0.3		
	市	幹 2134 号線	大津市石山寺三丁目 ～大津市石山寺三丁目	0.5		
	市	幹 1016 号線	大津市本堅田三丁目 ～大津市堅田三丁目	0.1		
	市	北 2326 号線	大津市堅田二丁目 ～大津市堅田二丁目	0.2		
	市	幹 1112 号線	大津市南小松 ～大津市南小松	0.3		
	市	幹 1114 号線	大津市南小松 ～大津市南小松	1.3		
	市	中 3303 号線	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
	市	幹 1036 号線	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
	市	幹 1052 号線	大津市石山寺五丁目 ～大津市平津二丁目	0.2		
	市	中 1921 号線	大津市皇子が丘一丁目 ～大津市皇子が丘一丁目	0.1		
	市	中 1929 号線	大津市皇子が丘一丁目 ～大津市皇子が丘一丁目	0.1		
	市	金亀町 3 号線	彦根市金亀町 ～彦根市金亀町	0.5		
	市	高宮多賀線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	0.5		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線 数	備考
	市	高宮町七軒町・桃線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	0.4		
	市	八坂西今線	彦根市八坂町 ～彦根市八坂町	0.4		
	市	高田神照線	長浜市高田町 ～長浜市宮前町	0.3		
	市	錦織湖岸線	長浜市錦織町 ～長浜市下八木町	2.8		
	市	下多良梅ヶ原線	米原市米原下多良 ～米原市米原下多良	0.2		
	市	米原駅東口線	米原市米原 ～米原市米原	1.3		
	市	黒橋八木線	近江八幡市出町 ～近江八幡市八木町	1.8		
	市	近江八幡駅千僧供線	近江八幡市千僧供町 ～近江八幡市鷹飼町	1.5		
	市	草津駅下笠線	草津市野村六丁目 ～草津市西大路町	0.7		
	市	医科大学東線	草津市笠山七丁目 ～草津市笠山七丁目	0.5		
	市	南笠東 8 号線	草津市笠山七丁目 ～草津市笠山七丁目	0.3		
	市	大路井線	草津市野村三丁目 ～草津市野村三丁目	0.1		
	市	勝部吉身線	守山市吉身六丁目 ～守山市梅田町	0.8		
	市	下ノ郷吉身線	守山市守山町四丁目 ～守山市吉身二丁目	0.2		
	市	元町杉江線	守山市三宅町 ～守山市金森町	0.2		
	市	手原駅新屋敷線	栗東市手原二丁目 ～栗東市安養寺一丁目	0.4		
	市	松尾・山幹線	甲賀市水口町松尾 ～甲賀市水口町松尾	0.4		
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.2		
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1		
	市	乙窪比留田線	野洲市西河原 ～野洲市西河原	0.3		
	市	野洲中央線	野洲市小篠原 ～野洲市小篠原	0.6		
	市	高川野畑線	高島市新旭町北畑 ～高島市新旭町北畑	0.8		
	市	北浜寅丸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.3		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
	市	新庄木津線	高島市新旭町新庄 ～高島市新旭町北畑	0.5		
	市	3・4・4 青柳・五番領線	高島市安曇川町西万木 ～高島市安曇川町田中	1.7		
	市	西万木・五番領線	高島市安曇川町五番領 ～高島市安曇川町西万木	0.8		
	市	打下永田線	高島市高島町永田 ～高島市高島町城山台二丁目	1.4		
	市	高島駅前線	高島市高島町城山台二丁目 ～高島市高島町勝野	0.2		
	市	近江高島駅東線	高島市高島町勝野 ～高島市高島町勝野	0.1		
	市	今津駅前線	高島市今津町中沼二丁目 ～高島市今津町今津	0.1		
	市	湖岸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.2		
32007	市	北町屋金堂線	東近江市五個荘金堂町 ～東近江市五個荘北町屋町	0.87		
71006	市	桜川西赤坂線	東近江市桜川西町 ～東近江市川合町	1.53		
41001	市	妹・市ヶ原線	東近江市妹町 ～東近江市妹町	0.4		
11010	市	八日市芝原線	東近江市青葉町 ～東近江市東今崎町	0.85		
33116	市	きぬがさ街道線	東近江市北須田町 ～東近江市五個荘川並町	1.94		
31012	市	塚本石馬寺線	東近江市五個荘川並町 ～東近江市五個荘川並町	0.76		
53101	市	小田苅・御幸橋線	東近江市小田苅町 ～東近江市小田苅町	0.76		
63006	市	神郷 1 号線	東近江市神郷町 ～東近江市神郷町	0.28		
33106	市	小幡竜田線	東近江市五個荘竜田町 ～東近江市五個荘竜田町	0.1		
33082	市	大同川線	東近江市宮荘町 ～東近江市五個荘小幡町	0.09		
	市	小八木愛知野蚊野外線	愛荘町蚊野外 ～東近江市小田苅町	0.1		
	市	野村平井中央線	草津市野村二丁目 ～草津市野村三丁目	0.2		
	町	小口八重谷線	竜王町薬師 ～竜王町小口	2.0		
	町	東西線	竜王町小口 ～竜王町小口	0.4		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
	町	西通り線	竜王町小口 ～竜王町小口	0.5		
	町	愛知川・栗田線	愛荘町愛知川 ～愛荘町市	0.8		
	町	上蚊野・島川線	愛荘町上蚊野 ～愛荘町蚊野外	0.8		
		市町道 計	68 路線 70 区間	41.4		市町管理
		第2次緊急輸送道路 計	161 路線 181 区間	513.7		

1 1 附表 2-1 想定される主な地震の発生確率と規模

地震		マグニチュード	地震発生確率（30年以内）
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9クラス	60%～90%程度以上 （すべり量依存BPTモデル） 20%～50%（BPTモデル）
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	主部（北部）	7.6程度	ほぼ0%
	主部（中部）	6.6程度	不明
	主部（南部）	7.6程度	不明
	浦底-柳ヶ瀬山断層帯	7.2程度	不明
湖北山地断層帯	北西部	7.2程度	ほぼ0%
	南東部	6.8程度	ほぼ0%
琵琶湖西岸断層帯	北部	7.1程度	1%～3%
	南部	7.5程度	ほぼ0%
鈴鹿東縁断層帯		7.5程度	ほぼ0%～0.07%
鈴鹿西縁断層帯		7.6程度	0.08%～0.2%
頓宮断層		7.3程度	1%以下
木津川断層帯		7.3程度	ほぼ0%
三方・花折断層帯	三方断層帯	7.2程度	ほぼ0%
	花折断層帯（北部）	7.2程度	不明
	花折断層帯（中南部）	7.3程度	ほぼ0%～0.6%

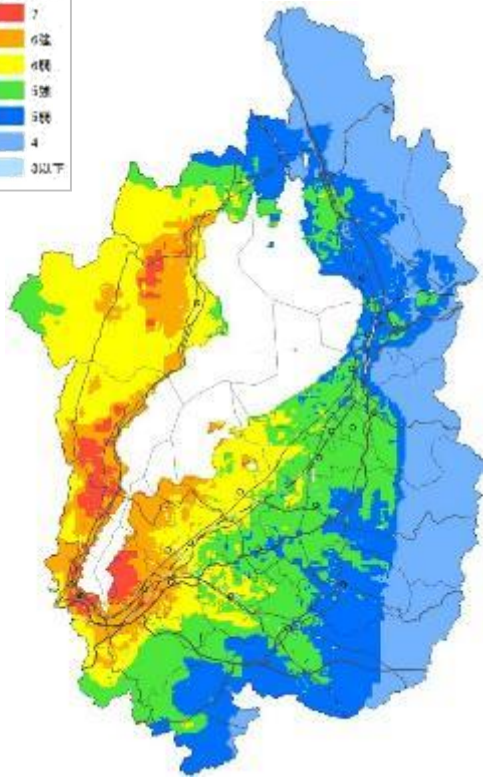
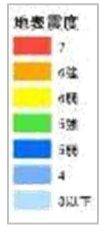
2 出典：「地震調査研究推進本部ホームページ」（算定基準日：2025年1月1日）
3 「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」（令和7年1月修正）
4
5

6 2 附表 2-2 地震被害想定総括表

地震	ケース	発生時間	建物被害				人的被害			一週間後の 全避難者数
			全壊棟数	半壊棟数	全焼棟数 (平均風速)	全焼棟数 (風速8m/sec)	死者数	負傷者数	重傷者数	
南海トラフ巨大地震 (県全域で大被害。(倒壊・近畿南部地方で甚大被害)他地域から応援は不能。事故の防災力 で対応を検討すべき)	基本 ケース	夏正午	11,017	74,084	37	37	300	6,702	525	158,550
		冬夕方			354	1,820	385	8,448	662	
		冬深夜			11	11	474	10,408	816	
琵琶湖西岸断層帯地震 (大津・南部・高島地域を中心とした甚大な被害。全国への応援要請・受援体制が絶対的に重要)	case2	夏正午	38,504	83,856	76	76	1,384	13,515	1,117	249,534
		冬夕方			592	3,818	1,992	17,199	1,439	
		冬深夜			32	32	2,182	21,039	1,742	
花折断層帯地震 (大津・南部地域を中心とした大被害。京阪神方面から応援を受けることが困難)	case2	夏正午	18,181	53,274	33	33	596	6,614	541	139,894
		冬夕方			215	1,655	822	8,537	702	
		冬深夜			16	16	940	10,380	849	
木津川断層帯地震 (甲賀地域を中心とした大被害。中部方面から応援を受けることが困難)	case1	夏正午	5,734	14,540	14	14	254	2,133	179	42,672
		冬夕方			58	700	346	2,727	230	
		冬深夜			0	0	368	3,392	282	
鈴鹿西縁断層帯地震 (湖東・東近江地域を中心とした大被害。北陸方面から応援を受けることが困難)	case2	夏正午	10,804	31,173	21	21	427	4,529	372	81,703
		冬夕方			41	1,089	616	5,754	478	
		冬深夜			5	5	641	7,204	588	
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震 (湖北・湖東地域を中心とした大被害。北陸方面から応援を受けることが困難)	case1	夏正午	10,412	24,940	17	17	379	3,631	31	71,710
		冬夕方			101	864	484	4,714	390	
		冬深夜			5	5	597	5,788	479	
南海トラフ巨大地震 (県内全域で被害が発生。被害児ss台業近隣府県への応援を検討すべき)	基本 ケース	夏正午	2,399	22,183	0	0	10	803	61	30,729
		冬夕方			11	1	11	1,014	77	
		冬深夜			0	0	12	1,256	95	

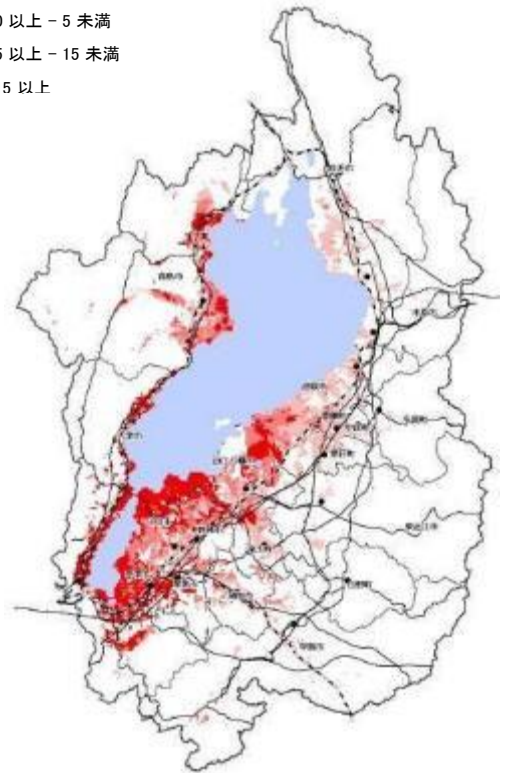
21 出典：「滋賀県地震被害想定」（平成 26 年 3 月滋賀県）
22
23

附表 2-3 琵琶湖西岸断層帯地震（case2）の被害予測

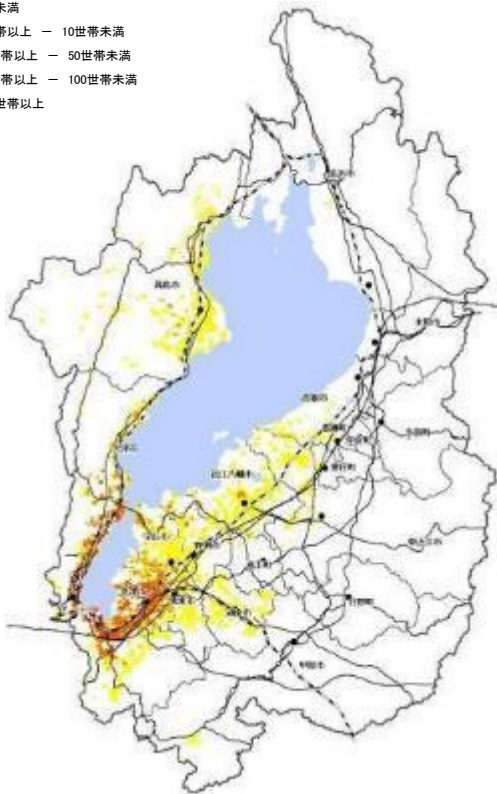


震度分布図

PL値



液状化危険度分布図



建物全壊・全焼分布図



※太線：第一次緊急輸送路
※細線：第二次緊急輸送路



緊急輸送道路における
道路被害箇所率図

出典：「滋賀県地震被害想定（概要版）」（平成 26 年 3 月滋賀県）

1 附表 4-1 耐震診断・改修促進施策の実施機関と役割

施 策	実施機関	実施する施策の内容
普及・啓発	県	・地震防災対策情報に関するテレビ番組の制作・放映による啓発 ・パンフレットの作成・配布 ・広報、耐震化啓発セミナー、出前講座による啓発 ・情報の提供（平均的工事費用、被害想定、地震動予測等の地震関連情報等の提供） ・既存建築物の耐震相談窓口の開設 ・防災関連機関との連携
	県・所管行政庁の市	・建築物防災週間、既存建築物防災点検や既存建築物の定期報告の機会を利用した指導の実施
	市町	・パンフレットの作成・配布 ・広報、耐震化啓発セミナーの開催による啓発 ・情報の提供（地震防災マップ等） ・防災関連機関や地元自治会との連携 ・戸別訪問による耐震診断の勧め
	地元自治会	・各種情報の周知（パンフレットの配布等） ・広報等による啓発・周知 ・地域の危険箇所の点検等地域防災対策の推進
	（一社）滋賀県建築士事務所協会	・住宅・建築物の耐震に関する相談窓口
	建築関係団体	・パンフレットの配布
技術者の育成・登録 診断員の養成	県、 建築関係団体	・木造住宅耐震診断員養成講習会の開催 ・建築技術者講習会の開催 ・木造住宅耐震改修工事講習会の開催 ・受講者の登録、県民への情報提供 ・木造住宅耐震改修工法講習会の開催（安価な工法の推進）
耐震診断	県	・市町木造住宅耐震診断員派遣事業への支援 ・市町既存民間建築物耐震診断促進事業への支援 ・市町木造住宅耐震補強案作成事業への支援
	市町	・木造住宅耐震診断員派遣事業の実施 ・既存民間建築物耐震診断促進事業の実施 ・木造住宅耐震補強案作成事業の実施
	（一財）滋賀県建築住宅センター	・木造住宅耐震診断員派遣事業の受託 ・木造住宅耐震補強案作成事業の受託
耐震改修計画の認定	県・所管行政庁の市	・認定制度の普及 ・耐震改修計画の認定
	耐震改修検討委員会	・耐震改修計画の内容について検討
耐震改修	県	・市町木造住宅耐震改修事業への支援 ・改修技術、工法等の検討 ・市町既存ブロック塀耐震対策等事業への支援
	市町	・木造住宅耐震改修事業の実施 ・既存ブロック塀耐震対策等事業の実施
重点的に 耐震化すべき地域の 耐震性能の向上	県	・市町との協議、連携
	県・所管行政庁の市	・指導、啓発
	市町	・地域の選定 ・地域の整備の検討、指導、啓発
重点的に 耐震化すべき建築物の 耐震性能の向上	県	・県有建築物の耐震診断・改修の推進
	県・所管行政庁の市	・啓発、指導、指示等 ・建築物の台帳整備（進行管理）
	市町	・市町有建築物の耐震診断・改修の促進・台帳整備
耐震診断 義務対象の建築物の 耐震性能の向上	県	・避難路沿道建築物の補助活用のための意向調査 ・避難路沿道建築物耐震化促進事業への支援 ・市町要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業への支援
	所管行政庁の市	・所有者への指導等の実施

1

2 附表 4-2 木造住宅耐震診断員派遣事業の制度概要

(令和 8 年 2 月現在)

対象建築物	耐震診断の費用
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ウ 階数が 2 階以下かつ延べ面積が 300 ㎡以下のもの。 エ 木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法の住宅ではないもの。 オ 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。	無料（負担なし）

3

4 附表 4-3 木造住宅耐震補強案作成事業の制度概要

(令和 8 年 2 月現在)

対象建築物	補強案作成の費用
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ウ 階数が 2 階以下かつ延べ面積が 300 ㎡以下のもの。 エ 木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法の住宅ではないもの。 オ 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。	無料（負担なし）

5

6

2

3

(令和 8 年 2 月現在)

4 ※割増の適用は市町の補助制度によります。

5

6

1 附表 4-6 滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業の制度概要 (令和 8 年 2 月現在)

対象建築物	補助率	補助対象上限額
○要緊急安全確認大規模建築物 ○特定既存耐震不適格建築物 ○要安全確認計画記載建築物（要件あり） 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号に定める民間建築物で同法施行令第 6 条第 2 項各号および第 3 項の要件に合致する民間建築物、法第 14 条に定める民間建築物および法附則第 3 条第 1 項に定める民間建築物の耐震診断に要する経費。ただし、設計図書の復元、第 3 者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は国の補助基本額で定める額を限度として加算することができる。 ○住宅（長屋・共同住宅） 昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅（長屋・共同住宅）	国 1/3 県 1/6 市町 1/6 事業者 1/3	各市町が定める。 （県費上限） 1 棟あたり 50 万円 もしくは、 市町が補助する額（国庫負担分を除く。）の 1/2 以内
○住宅（一戸建て住宅） 昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅（一戸建て住宅）	国 1/3 県 1/6 市町 1/6 事業者 1/3	（県費上限） 22,500 円/戸

2
3 附表 4-7 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業の制度概要 (令和 8 年 2 月現在)

補助の種別	補助限度額	補助金の額
補強設計 (平成 30 年度事業制度化)	(1) 面積 1,000 ㎡以内の部分 3,670 円/㎡ (2) 面積 1,000 ㎡超から 2,000 ㎡以内の部分 1,570 円/㎡ (3) 面積 2,000 ㎡超の部分 1,050 円/㎡	補助対象経費の 3 分の 1
耐震改修等 (平成 30 年度事業制度化)	57,000 円/㎡以内	補助対象経費の 12.65%

4
5 附表 4-8 滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業の制度概要

補助の種別	補助限度額	補助金の額
耐震改修等(平成 28 年度事業制度化)	57,000 円/㎡以内	補助対象経費の 23%

6
7 附表 4-9 既存ブロック塀等耐震対策事業の制度概要

補助の種別	補助限度額	補助金の額
耐震対策等(平成 30 年度事業制度化)	100,000 円/件以内	補助対象経費の 3 分の 2

8
9

1 附表 4-10 (1) 現在、県・市町が行っている補助制度の概要

滋賀県内各市町耐震関係補助制度一覧(木造住宅・ブロック塀)

	耐震改修促進計画の策定	木造住宅												ブロック塀		
		① 耐震診断 員派遣事 業(無料)	② 耐震補 強案作 成事業 (無料)	総合支援 メニュー 実施	③－１ 木造住宅耐震改修事業					③－２ 耐震改修割増事業					リ バ ー ス モ ー ゲ ー ジ	耐 震 対 策
					定められた範囲内の 補助対象経費に対 し、定額支給 (例)補助対象経費50 万～100万に対し、 補助額25万	補助対象経費 の80% (上限額は市に より異なる)	除却等		主要道 路沿い	高齢者 世帯	子育て 世帯	避難経 路の リア ル 化	内覧会 開催			
							除却	建替 に伴 う 除却								
大津市	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	－	○		
彦根市	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○	○	－	－	○		
長浜市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	○	○		
近江八幡市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	○	○		
草津市	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○	○	○	－	○		
守山市	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	○		
栗東市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	○	○		
甲賀市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	－	○	○		
野洲市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	○	○		
湖南市	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	○	○		
高島市	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	－	○		
東近江市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○		
米原市	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	○		
日野町	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	○	○		
竜王町	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	○	○		
愛荘町	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○		
豊郷町	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	○	○		
甲良町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	○		
多賀町	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	－		

(令和8年2月現在)

2
3
4
5
6

1 附表 4-10 (2) 現在、県・市町が行っている補助制度の概要

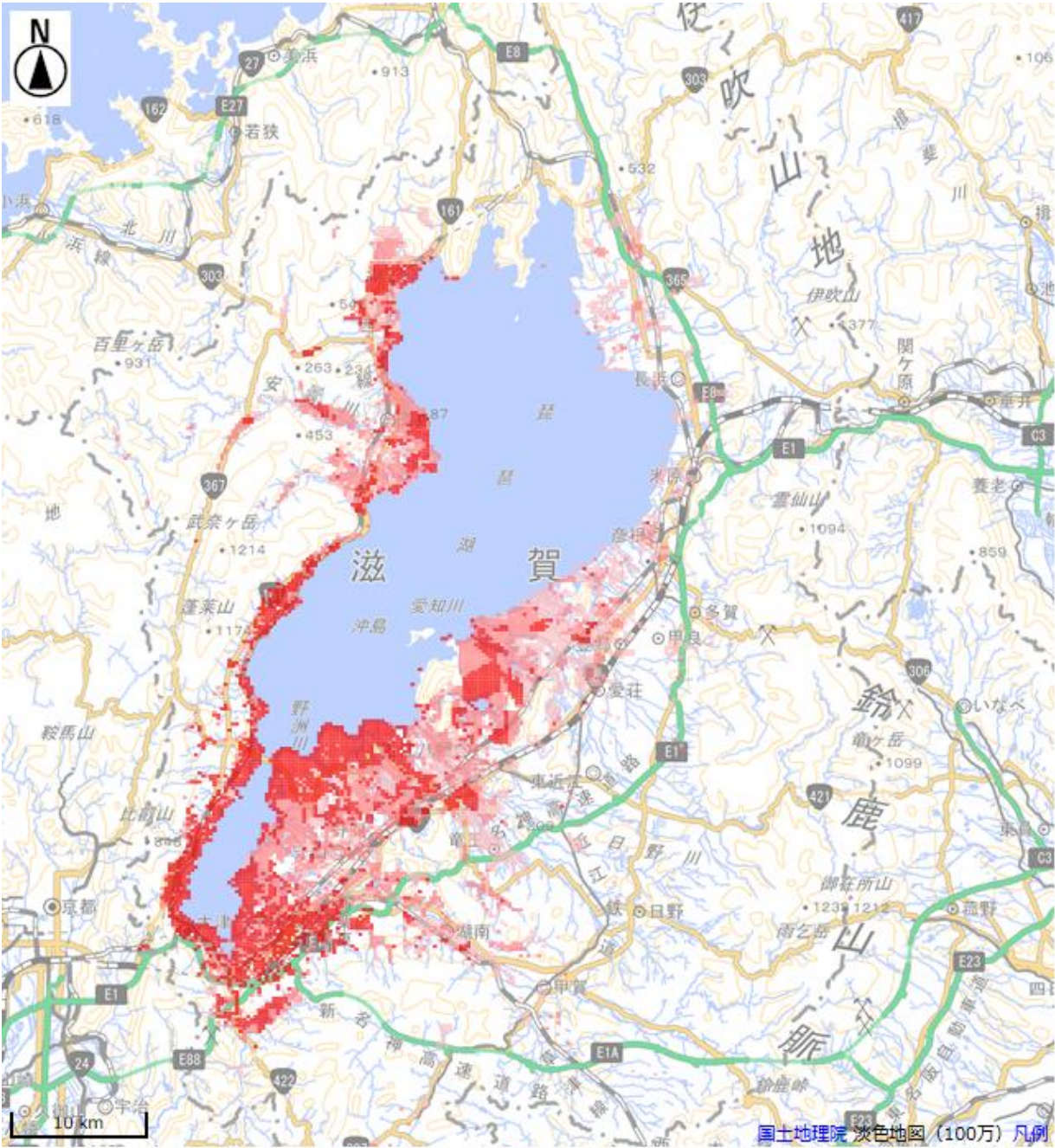
滋賀県内各市町耐震関係補助制度一覧(その他建築物)

	民間建築物 (特定既存耐震不適格建築物等)			民間建築物 (共同住宅等)			担当窓口 (木造住宅・ブロック塀・その他建築物 共通)	
	耐震診断	補強設計	耐震改修等	耐震診断	補強設計	耐震改修等	所属	電話番号
大津市	○	－	－	○	－	－	建築指導課	077-528-2774
彦根市	○	－	－	○	－	－	建築指導課	0749-30-6125
長浜市	○	－	－	○	－	－	建築課建築指導室	0749-65-6543
近江八幡市	○	－	－	○	－	－	建築課	0748-36-5544
草津市	○	－	－	○	－	－	建築政策課	077-561-2378
守山市	○	－	－	○	－	－	建築課	077-582-1139
栗東市	○	－	－	○	－	－	住宅課建築・施設係	077-551-1943
甲賀市	○	－	－	○	－	－	住宅建築課	0748-69-2213
野洲市	－	－	－	－	－	－	建築住宅課	077-587-6322
湖南市	－	－	－	－	－	－	都市建設部 住宅課	0748-71-2349
高島市	－	－	－	－	－	－	都市政策課	0740-25-8571
東近江市	○	－	－	○	－	－	(耐震)住宅課 (ブロック・アスベスト)建築指導課	0748-24-5652 0748-24-5656
米原市	－	－	－	－	－	－	都市計画課	0749-53-5144
日野町	○	－	－	○	－	－	建設計画課	0748-52-6567
竜王町	－	－	－	－	－	－	建設計画課	0748-58-3716
愛荘町	－	－	－	－	－	－	建設・下水道課	0749-42-8012
豊郷町	－	－	－	－	－	－	地域整備課	0749-35-8121
甲良町	－	－	－	－	－	－	建設水道課	0749-38-5068
多賀町	－	－	－	－	－	－	企画課	0749-48-8122

(令和 8 年 2 月現在)

2
3
4
5

1 附表 4-11 液状化危険度分布(琵琶湖西岸断層帯地震 case2)

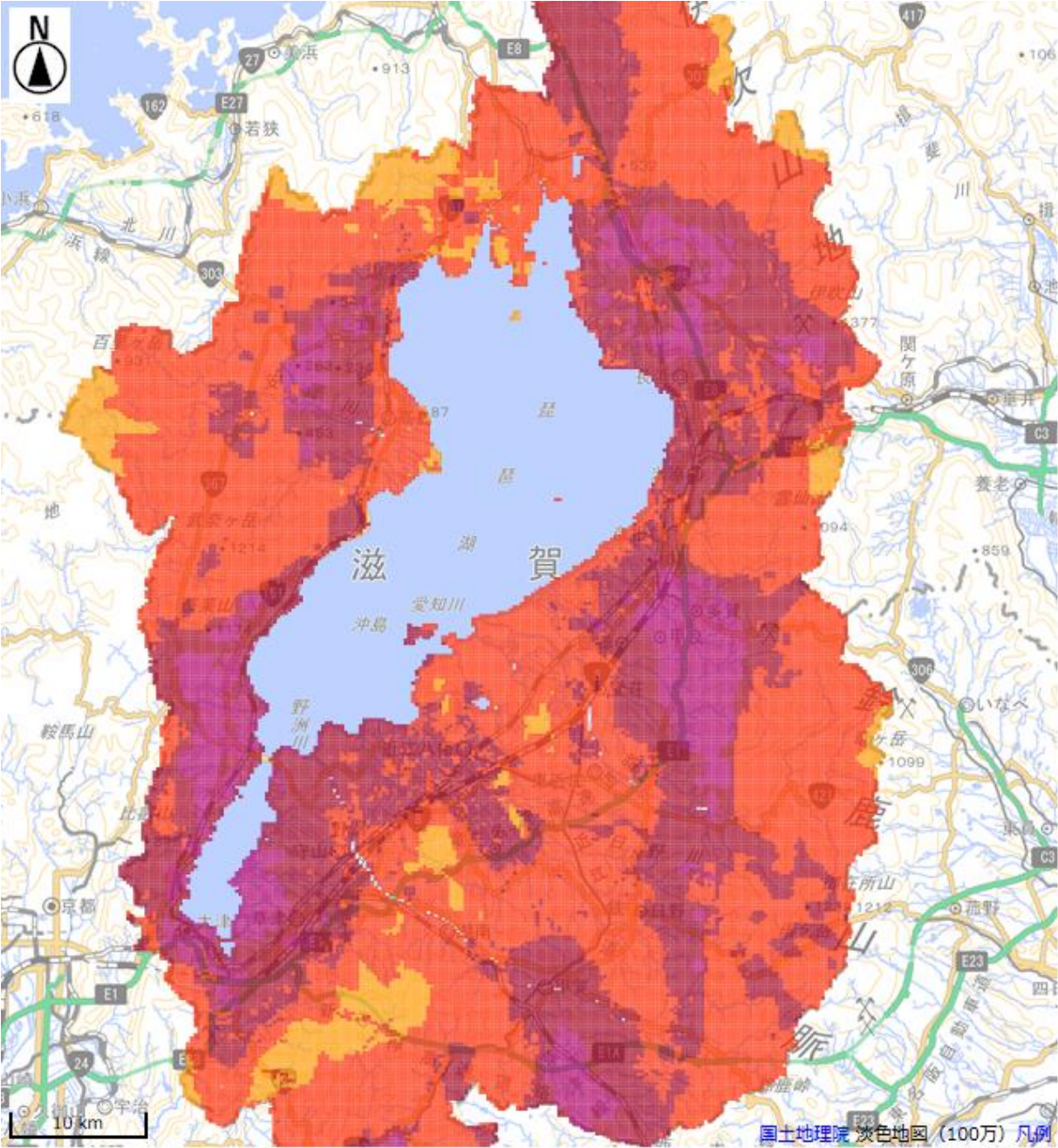


2 液状化危険度分布 ▶ PL値0～5未満 PL値5～15未満 PL値15以上

3 出典：「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県HP：<https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>）

4
5
6
7

1 附表 5-1 地震リスクマップ（推定震度分布（全地震最大））



推定震度分布 ▶ 震度1 震度2 震度3 震度4 震度5弱 震度5強 震度6弱 震度6強 震度7以上

出典：「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県HP：<https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>）

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成十八年一月二十五日)

(国土交通省告示第百八十四号)

改正 平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号

同 二八年 三月二五日同 第 五二九号

同 三〇年一二月二一日同 第一三八一号

令和 三年一二月二一日同 第一五三七号

同 六年 七月一〇日同 第一〇一二号

同 七年 七月一七日同 第 五三五号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和三十八年六月中央防災会議決定。令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。

特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を

含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適

格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を

行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成 制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO との連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターへの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千五百五十万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約四千百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定す

1 る地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合において
2 その利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極
3 的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法
4 第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例
5 えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物
6 等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用され
7 る見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

8 法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の
9 倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例
10 えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道
11 路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災
12 害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・
13 消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道
14 の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

15 このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域
16 を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上
17 の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の
18 耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

19 また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなる
20 おそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路と
21 して定めるべきである。

22 この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九
23 号）第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、
24 地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則
25 で定めることができることに留意すべきである。

26 さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八
27 条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。加えて、同項第五号の規
28 定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」とい
29 う。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断
30 及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独
31 立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都
32 市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完し
33 て行うよう留意する。

34 二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

35 都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可
36 能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛
37 り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開
38 催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について

1 定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県
2 内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

3 また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点
4 検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・
5 撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、
6 町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

7 ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

8 法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物
9 の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

10 また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合
11 を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の
12 所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同
13 条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法
14 等について定めることが望ましい。

15 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

16 イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

17 平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及
18 び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定め
19 ることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされてい
20 る。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村において
21 も、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるも
22 のとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策
23 定されることが望ましい。

24 市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部
25 局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐
26 震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いなが
27 ら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

28 また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指
29 導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

30 なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町 村
31 耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

32 ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

33 市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市
34 町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目
35 標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検
36 証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべ
37 き建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事
38 項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二 2 の目標を踏まえ、要緊急安全

1 確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。ま
2 た、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

3 さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り
4 用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市
5 町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

6 ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

7 市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分
8 担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な
9 支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震
10 時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

11 また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行
12 い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するた
13 め、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

14 さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の
15 対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部
16 局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

17 法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒
18 壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例え
19 ば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路
20 等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災
21 害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・
22 消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道
23 の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

24 このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域
25 を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上
26 の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の
27 耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

28 また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなる
29 おそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路と
30 して定めるべきである。

31 この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積
32 造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物の塀
33 の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

34 ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

35 市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能と
36 する程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込む
37 とともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震
38 診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めること

1 が望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において
2 措置されるよう努めるべきである。

3 また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等
4 を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の
5 取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定め
6 るべきである。

7 ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

8 法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施す
9 べき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

10 また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準
11 用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、
12 建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧
13 告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、
14 方法等について定めることが望ましい。

15 3 計画の認定等の周知

16 所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二
17 十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望まし
18 い。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であ
19 り、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないこ
20 とについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

21 （平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平三〇国交告一三八一・令三国交
22 告一五三七・一部改正）

23 附 則

24 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七
25 年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

26 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。

27 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、
28 国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方
29 法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一
30 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

31 附 則 （平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号）

32 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日
33 （平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

34 附 則 （平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号）

35 この告示は、公布の日から施行する。

36 附 則 （平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号）

37 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行
38 の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

1 附 則 （令和三年一二月二日国土交通省告示第一五三七号）

2 この告示は、公布の日から施行する。

3 附 則 （令和六年七月一〇日国土交通省告示第一〇一二号）

4 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関
5 する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

6 附 則 （令和七年七月一七日国土交通省告示第五三五号）

7 この告示は、公布の日から施行する。

8 （別添）

9 （平二五国交告一〇五五・平三〇国交告一三八一・令三国交告一五三七・令六国
10 交告一〇一二・一部改正）

11 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

12 第一 建築物の耐震診断の指針

13 建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二
14 十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一条第三号に規定するものをいう。
15 以下同じ。）及び建物（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定
16 する建物をいう。以下同じ。）に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の
17 度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に
18 関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ地震に対する安全性を評価す
19 るものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用
20 する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあつては、第一号の
21 規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
22 と判断され、かつ、当該木造の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確
23 かめられた場合に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを
24 併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。）の木造以外の構造部分
25 （第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物
26 等」という。）にあつては、第二号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対し
27 て倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該鉄骨造、鉄筋コンクリート
28 造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合すること
29 が確かめられた場合に、建物に附属する組積造の塀にあつては、第三号の規定による評価
30 の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断された場
31 合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国
32 土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐
33 震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

34 一 木造の建築物等については、各階の張り間方向及び桁行方向の構造耐震指標を次の
35 イからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第一により構造耐力上主要な部
36 分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実
37 地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_w = P_d / Q_r$$

(この式において、 I_w 、 P_d 及び Q_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_w 各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標

P_d 各階の張り間方向又はけた行方向の耐力（以下「保有耐力」という。）を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組（以下「壁等」という。）の強さ及び配置を考慮してロに定めるところにより算出した数値（単位キロニュートン）

Q_r 各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値（単位キロニュートン）

ロ イに定める建築物の各階の張り間方向又は桁行方向の P_d は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第八十二条の三に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靱（じん）性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることのできるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e) E$$

(この式において、 P_d 、 P_w 、 P_e 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d イに定める P_d の数値（単位キロニュートン）

P_w 各階の張り間方向又は桁行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位キロニュートン）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又は桁行方向につき、昭和五十六年建設省告示第千百号（以下「告示第千百号」という。）第二各号に定める軸組の倍率の数値に一・九六を乗じた数値（別表第二の軸組の種類欄に掲げる軸組であっては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）に当該軸組の長さ（単位メートル）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が一の建築物にあつては別表第三―一、地階を除く階数が二の建築物の一階並びに地階を除く階数が三の建築物の一階及び二階にあつては別表第三―二の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

P_e 壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定める Q_r の数値に〇・二五を乗じた数値とする（単位キロニュートン）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靱（じん）性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることのできるものとする。

E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第四の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値)

ハ イに定める建築物の各階の Q_r は、次の式によって得られる数値（一階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で二階又は三階が木造である建築物の木造部分の階の Q_r にあっては、同式によって得られる数値を一・二倍した数値）とする。ただし、令第八十八条第一項及び第二項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$Q_r = (C_r + W_s) A_f Z C_d C_g$$

（この式において、 Q_r 、 A_f 、 C_r 、 W_s 、 Z 、 C_d 及び C_g は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_r イに定める Q_r の数値（単位 キロニュートン）

C_r 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第五の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値（単位一平方メートルにつきキロニュートン）

W_s 令第八十六条第二項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物にあっては、同条第三項に規定する垂直積雪量（単位メートル）に〇・二六を乗じた数値、それ以外の建築物にあっては零（単位一平方メートルにつきキロニュートン）

A_f 当該階の床面積（単位平方メートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

C_d 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが四メートル未満の建築物であつて、地階を除く階数が二の建築物の一階又は地階を除く階数が三の建築物の一階若しくは二階の場合には一・一三、その他の場合には一

C_g 令第八十八条第二項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあっては一・五、それ以外の建築物にあっては一)

二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、各階の構造耐震指標を次のイからハまでに、各階の保有水平耐力に係る指標をニに定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第六により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_s = E_o / F_e s Z R_t$$

（この式において、 I_s 、 E_o 、 $F_e s$ 、 Z 及び R_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。ただし、 $F_e s$ については、地震時における建築物の形状が当該建築物の振動の性状に与える影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

I_s 各階の構造耐震指標

E_o 各階の耐震性能を表すものとして、各階の保有水平耐力及び各階の靱（じん）性を考慮してロに定めるところにより算出した数値

F_{es} 令第八十二条の三第二号に規定する F_{es} の数値

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

R_t 令第八十八条第一項に規定する R_t の数値)

ロ イに定める建築物の各階の E_o は、次の（１）の式によって得られる数値又は次の（２）の式によって得られる数値（当該建築物の構造耐力上主要な部分である柱、壁若しくははり又はこれらの接合部が、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれがなく、かつ、当該建築物の特定の部分に生ずる塑性変形が過度に増大しないことが確かめられる場合には、これらの式の右辺に次の（３）の式により得られる割増係数を乗じることができるものとする。）のいずれか大きなものとする。ただし、各階の E_o は、塑性変形の度が著しく低い柱が存在する場合又は地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱のみの耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては次の（１）の式によって計算するものとするほか、建築物の保有水平耐力及び靱（じん）性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$(1) \quad E_o = Q_u F / W A_i$$
$$E_o = \frac{\sqrt{(Q_1 F_1)^2 + (Q_2 F_2)^2 + (Q_3 F_3)^2}}{W A_i}$$
$$(2) \quad \alpha = \frac{2(2n+1)}{3(n+1)}$$
$$(3)$$

((１) から (３) までの式において、 E_o 、 Q_u 、 F 、 W 、 A_i 、 Q_1 、 Q_2 、 Q_3 、 F_1 、 F_2 、 F_3 、 α 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{oh} イに定める E_o の数値

Q_u 各階の保有水平耐力

F 各階の靱（じん）性を表す数値で、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する架構の種類に応じた別表第七に掲げる F_i と、その他の階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する柱又は壁の種類に応じた別表第八に掲げる F_i とする。ただし、当該階の地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱の耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該柱を含む架構の種類に、その他の階にあっては、当該柱の種類に応じた数値としなければならない。

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）

A_i 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A_i の数値

Q1 ハに定める第一グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第一グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

Q2 ハに定める第二グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第二グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

Q3 ハに定める第三グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第三グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

F1 第一グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の F_i の最小値

F2 第二グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の F_i の最小値

F3 第三グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の F_i の最小値 α 割増係数 n 建築物の地階を除く階数

ハ 別表第七及び別表第八に掲げる F_i の大きさに応じ、架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「架構等」という。）を三組に区分する場合において、 F_i の最も小さな架構等を含む組を第一グループ、 F_i の最も大きな架構等を含む組を第三グループ、その他の組を第二グループとする。

ニ 建築物の各階の保有水平耐力に係る指標は、次の式により計算すること。

$$q = Q_u / F_{es} W Z R_t A_i S_t$$

（この式において、 q 、 Q_u 、 F_{es} 、 W 、 Z 、 R_t 、 A_i 及び S_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 各階の保有水平耐力に係る指標

Q_u ロに定める Q_u の数値

F_{es} イに定める F_{es} の数値

W ロに定める W の数値

Z イに定める Z の数値

R_t イに定める R_t の数値

A_i ロに定める A_i の数値

S_t 建築物の構造方法に応じて定まる数値で、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては〇・二五、その他の構造方法にあつては〇・三とする。）

三 建物に附属する組積造の塀については、その前面道路に面する部分が次に掲げる基準に適合するかどうかを確かめ、別表第九により地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により塀の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

ロ 次に掲げる基準に適合すること。

（１） 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁の一体性が確保されていること。

(2) 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁と控壁等の一体性が確保されていること。

(3) 壁及び控壁等の重量による復元モーメントと縦筋等による降伏モーメントの和が、地震時に生じる力により壁の基礎より上の部分において当該塀の面外方向に作用するモーメントを上回ること。

ハ 壁、控壁等及び基礎部の重量による復元モーメントと基礎根入れ部の周辺地盤等による抵抗モーメントの和が、地震時に生じる力により壁の面外方向に作用するモーメントを上回ること。

四 建築物の敷地については、次に掲げる基準に適合するかどうかを確かめること。

イ 高さが二メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地にあつては、当該擁壁が次の基準に適合すること。ただし、当該擁壁の崩壊が、周囲の建築物に被害を与えるおそれがなく、かつ、当該擁壁が崩壊する場合においても当該敷地内の建築物の基礎が地震時に生じる力を地盤に安全に伝えることができることを確かめられる場合は、この限りでない。

(1) 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

(2) 石造の擁壁にあつては、裏込めにコンクリートを用いること等により、石と石とを十分に結合したものであること。

(3) 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること等の措置が講じられていること。

(4) 擁壁が垂直方向に増設されている場合にあつては、当該擁壁全体が地震時に生じる土圧等により崩壊しないことが構造計算等により確かめられたものであること。

ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地にあつては、次のいずれかの基準に適合すること。

(1) イ (1) から (4) までの掲げる基準に適合する擁壁の設置その他安全上適当な措置が講じられていること。

(2) 当該敷地内の建築物について、がけから安全上支障のない距離が確保されていること等により、被害を受けるおそれのないことが確かめられること。

ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地にあつては、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じることがないように適当地盤の改良等が行われていること。

第二 建築物の耐震改修の指針

建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物及びその敷地が第一に定める地震に対して安全な構造となるように、当該建築物の構造耐力上主要な部分、建物に附属する組積造の塀及び当該建築物の敷地について、次に掲げる基準に適合する方法によって行うものとする。

- 一 建築物を使用しつつ耐震改修を行う場合にあっては、構造耐力上主要な部分を鈎
合いよく配置し、地震の震動及び衝撃に対して一様に当該建築物の構造耐力が確
保されるものとする。
- 二 耐震改修による地盤の沈下又は変形に対して、建築物の基礎を構造耐力上安全な
ものとする。
- 三 木造の建築物等にあっては、前二号に適合するほか、次の方法によること。
- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、軸組を構成する柱及び
間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材に合板をくぎで打ち付けること等によ
って軸組を補強すること。
- ロ 筋かい、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、
かすがい、くぎその他の金物で緊結し、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、
ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝える
ように緊結すること。
- ハ 地盤の沈下又は変形に対して、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に
使用するものの下部、土台及び基礎が構造耐力上安全なものとなるように、当該柱の
下部若しくは土台を基礎に緊結し、足固めを使用し、又は基礎を鉄筋コンクリートで
補強すること。
- ニ 外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分又は柱、筋
かい及び土台のうち、地面から一メートル以内の部分には、有効な防腐措置を講ず
るとともに、必要に応じて、白蟻ありその他の虫による害を防ぐための措置を講ず
ること。
- 四 鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の部分につ
いては、第一号及び第二号に適合するほか、次の方法によること。
- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、筋かいを補強し、又は増
設すること。この場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないものとし
ること。
- ロ 柱若しくははり又はこれらの接合部が、局部座屈、破断等を生ずるおそれのある
場合においては、これらの部分を添板等によって補強すること。
- ハ 柱の脚部の基礎との接合部において、アンカーボルトの破断、基礎の破壊等の生
ずるおそれのある場合においては、当該柱の脚部を鉄筋コンクリート造の基礎に埋
め込むこと等によって当該接合部を補強すること。
- ニ 腐食のおそれのある部分に使用する鋼材には、有効な錆（さび）止めを講ずること。
- 五 鉄筋コンクリート造等（組積造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び
無筋コンクリート造をいう。以下この号において同じ。）の建築物又は鉄筋コンクリ
ート造等とその他の構造とを併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除
く。）の鉄筋コンクリート造等の部分にあっては、第一号及び第二号に適合するほか、
次の方法によること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、壁を厚くすること等により補強し、又は壁若しくは鉄骨造の筋かいを増設すること。

ロ 柱がせん断破壊等によって急激な耐力の低下を生ずるおそれのある場合には、当該柱に鋼板を巻き付けることその他の靱（じん）性をもたせるための措置を講ずること。

六 建物に附属する組積造の塀にあっては、第一号及び第二号に適合するほか、塀に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、一体性の確保及び転倒防止のための補強又は高さの低減等を行うことその他安全上必要な措置を講ずること。

七 建築物の敷地にあっては、次の方法によること。

イ 高さが二メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地であって、当該擁壁の崩壊により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、当該擁壁について、地盤アンカー体、格子状に組み合わせた鉄筋コンクリート造の枠等を用いて補強すること。

ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地であって、がけ崩れ等により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、新たに擁壁を設置すること、イに定める方法により擁壁を補強すること、がけの下に建築物にあっては土砂の流入を防止するための防護塀を設けることその他安全上必要な措置を講ずること。

ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地であって、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じるおそれのある場合においては、締固め等により地盤の改良を行うこと、当該建築物の基礎の構造を鉄筋コンクリート造のべた基礎とすることその他安全上必要な措置を講ずること。

八 前各号に定めるもののほか、建築物が地震に対して安全な構造となるように有効な措置を講ずること。

別表第一

構造耐震指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	I _w が〇・七未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	I _w が〇・七以上一・〇未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	I _w が一・〇以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、I _w は、構造耐震指標を表す数値とする。		

別表第二

(令六国交告一〇一二・一部改正)

	軸組の種類	倍率
(一)	塗り厚が九センチメートル以上の土塗壁（中塗り土の塗り方が両面塗りのものに限る。）	三・九

(二)	厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の 木材又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が平成十二年建設省告示第千四百六十号（以下「告示第千四百六十号」という。）第一号の規定に 適合しないものに限る。）	一・六
(三)	厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	一・九
(四)	厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の 木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	二・六
(五)	九センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	二・九
(六)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付け、これにラスシート、ワイヤラス又はメタルラスを止め付けたモルタル塗りの壁を設けた軸組	一・六
(七)	柱及び間柱並びにはり、桁、土台その他の横架材の片面に窯 業系サイディングをくぎ又はねじ（JIS A 五五〇八（くぎ） 一一九九二に適合する GNF 四〇、GNC 四〇その他これらと 同等以上の品質を有するくぎ、WSN（JIS B 一一一二（十字穴付き木ねじ） 一一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。以下この表において同じ。）又は DTSN（JIS B 一一二五（ドリリングタッピンねじ） 一二〇〇三に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれランペット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。以下この表において同じ。）に限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・七
(八)	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を五十センチメートル以下の間隔で柱	一・七

	及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する N 五〇、NZ 五〇又はこれらと 同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する GNF 四〇、GNC 四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN 又は DTSN に限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のもの に限る。）を設けた軸組	
(九)	柱及び間柱の片面にせっこうボード（JIS A 六九〇一（せっこうボード製品）一一九九四に適合するせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）をくぎ又はねじ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する GNF 四〇、GNC 四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN 又は DTSN に限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・二
(十)	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートルの木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する N 五〇、NZ 五〇又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する GNF 四〇、GNC 四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN 又は DTSN に限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・二
(十一)	厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する N 七五、NZ 七五又はこれらと同等以上の品質 を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する GNF 四〇、GNC 四〇その他これらと同等以上の品質を有するく	一・三

	ぎ、WSN 又は DTSN に限る。) で打ち付けた壁 (垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	
(十二)	構造用合板 (構造用合板の日本農林規格 (昭和五十一年農林 水産省告示第八百九十四号) に規定するもの (屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。) で厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。) を柱及び間柱にくぎ (JIS A 五五〇八 (くぎ) 一九九二に適合する N 五〇、NZ 五〇又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた壁 (垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	二・五
(十三)	化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものを柱及び間 柱にくぎ (JIS A 五五〇八 (くぎ) 一九九二に適合する N 三八、NZ 三八又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた壁 (垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔 が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	一・四
(十四)	厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材 を用いて柱及び間柱にくぎ (JIS A 五五〇八 (くぎ) 一九九二に適合する N 七五、NZ 七五又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた受材 (くぎの間隔が三 十センチメートル以下のものに限る。) 及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものをくぎ (JIS A 五五〇八 (くぎ) 一九九二に適合する N 三八、NZ 三八又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた壁 (垂れ壁及び腰壁を 除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	一・〇
(十五)	告示第千百号別表第一 (い) 欄に掲げる壁若しくは筋かい又は (一) から (十四) までの掲げる壁若しくは筋かいを併用した軸組	併用する軸組の告示第千百号別表第一 (ろ) 欄に掲げる数値に一・九六を乗じた数値又は (一) から (十

		四) までの倍率 の欄に掲げる数 値の和 (当該数 値の和が十三・ 七二を超える場 合は十三・七 二)
--	--	---

1

2

3

別表第三一一

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の 接合方法	低減係数
二・五未満	鉄筋コンクリート 造のべた基礎又は 布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三 (ろ) から (ぬ) ま でに掲げる接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三 (い) に掲げる接合 方法としたもの (当該軸組を含む 面内にある軸組のうち、端部の柱 が通し柱の場合に限る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
	著しいひび割れの ある鉄筋コンクリ ート造のべた基礎 若しくは布基礎、 無筋コンクリート 造の布基礎又は玉 石基礎 (柱脚に足 固めを設けたもの に限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三 (ろ) から (ぬ) ま でに掲げる接合方法としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三 (い) に掲げる接合 方法としたもの (当該軸組を含む 面内にある軸組のうち、端部の柱 が通し柱の場合に限る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七

	その他の基礎	—	○・七
二・五以上 四・〇未満	鉄筋コンクリート 造のべた基礎又は 布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三（ろ）から（ぬ）ま でに掲げる接合方法としたもの	○・八
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三（い）に掲げる接合 方法としたもの（当該軸組を含む 面内にある軸組のうち、端部の柱 が通し柱の場合に限る。）	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・三五
	その他の基礎	—	○・三五
四・〇以上 六・〇未満	鉄筋コンクリート 造のべた基礎又は 布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三（ろ）から（ぬ）ま でに掲げる接合方法としたもの	○・六五
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三（い）に掲げる接合 方法としたもの（当該軸組を含む 面内にある軸組のうち、端部の柱 が通し柱の場合に限る。）	○・四五
		その他の接合方法としたもの	○・二五
	その他の基礎	—	○・二五
六・〇以上	鉄筋コンクリート 造のべた基礎又は 布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三（ろ）から（ぬ）ま でに掲げる接合方法としたもの	○・五
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四	○・三五

		百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	
		その他の接合方法としたもの	○・二
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・六
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・三五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・三
		その他の接合方法としたもの	○・二
	その他の基礎	—	○・二
この表において、最上階の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。			

1

2

別表第三—二

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
二・五未満	—	—	一・〇
二・五以上 四・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む	○・八

		面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	
		その他の接合方法としたもの	○・八
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・八
		その他の接合方法としたもの	○・八
	その他の基礎	—	○・八
四・〇以上 六・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・七
		その他の接合方法としたもの	○・七
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・八

	又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・七
		その他の接合方法としたもの	○・七
	その他の基礎	—	○・七
六・〇以上	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・六
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・七
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・六
	その他の基礎	—	○・六

この表において、地階を除く階数が三の建築物の二階部分の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。

1 別表第四

2 (令六国交告一〇一二・一部改正)

側端部分の壁 量充足率	上欄の側端部分 の反対側の側端 部分の壁量充足 率	直上階の床の仕様	低減係数
〇・三三未満	〇・三三未満	—	一・〇
	〇・三三以上 〇・六六未満	横架材に合板を釘打ちしたもの 又はこれと同等以上の性能を有 するもの	〇・七
		火打ち材を設けたもの又はこれ と同等以上の性能を有するもの	〇・五
		その他の仕様	〇・三
	〇・六六以上 一・〇未満	横架材に合板を釘打ちしたもの 又はこれと同等以上の性能を有 するもの	〇・六
		火打ち材を設けたもの又はこれ と同等以上の性能を有するもの	〇・四五
		その他の仕様	〇・三
	一・〇以上	横架材に合板を釘打ちしたもの 又はこれと同等以上の性能を有 するもの	〇・六
		火打ち材を設けたもの又はこれ と同等以上の性能を有するもの	〇・四五
		その他の仕様	〇・三
〇・三三以上 〇・六六未満	〇・三三以上 〇・六六未満	—	一・〇
	〇・六六以上 一・〇未満	横架材に合板を釘打ちしたもの 又はこれと同等以上の性能を有 するもの	〇・八
		火打ち材を設けたもの又はこれ と同等以上の性能を有するもの	〇・八
		その他の仕様	〇・七五
	一・〇以上	—	〇・七五

〇・六六以上	〇・六六以上	—	一・〇
この表における壁量充足率の算定方法については、告示第千百号第四第一号及び第二号の規定を準用する。この場合においては、同告示第四第一号中「第二各号に定める当該軸組の倍率の数値とあるのは「告示第千百号第二各号に定める当該軸組の倍率の数値に一・九六を乗じたもの又は別表第二の数値」と、「側端部分の単位面積当たりの必要壁量」とあるのは「側端部分における別表第五の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。			

1 別表第五

建築物の種類		単位床面積当たりの必要保有耐力（一平方メートルにつきキロニュートン）					
		階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	階数が二の建築物の二階	階数が三の建築物の一階	階数が三の建築物の二階	階数が三の建築物の三階
(一)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	〇・六四	一・四一	〇・七八	二・〇七	一・五九	〇・九一
(二)	(一)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	〇・二八	〇・八三	〇・三七	一・三四	〇・九八	〇・四三
(三)	(一) 及び (二) に掲げる建築物以外の建築物	〇・四	一・〇六	〇・五三	一・六六	一・二五	〇・六二
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。							

2 別表第六

構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	Is が 〇・三未満の場合又は q が 〇・五 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	(一) 及び (三) 以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	Is が 〇・六以上の場合で、かつ、q が 一・〇以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、Is 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。		

Is 各階の構造耐震指標
q 各階の保有水平耐力に係る指標

1 別表第七

架構の種類		鉄骨造の架構の F_i の数値
(一)	柱及びはりの座屈が著しく生じ難く、かつ、これらの接合部、筋かいの接合部及び柱の脚部の基礎との接合部（以下この表において「接合部」という。）の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	四・〇
(二)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	三・〇
(三)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が生じ難いこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	二・五
(四)	接合部の破断が生じ難いが、柱及びはりの座屈が生じ易いこと等のため、耐力が低下するもの	二・〇
(五)	柱及びはりの座屈が生じ易く、かつ、接合部に塑性変形が著しく生じ易いこと等のため、耐力が急激に低下するもの	一・五
(六)	接合部又は筋かいの破断が生じ易いもの又は（一）から（五）までに掲げるもの以外のもの	一・〇
この表において、 F_i は、架構の靱（じん）性を表す数値とする。		

2 別表第八

柱又は壁の種類		鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁の F_i の数値	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁以外の柱又は F_i の数値
(一)	せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い柱	三・五	三・二
(二)	せん断破壊が著しく生じ難いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱	三・五	三・〇
(三)	せん断破壊が生じ難いため、塑性変形の度が高い柱	二・四	二・二

(四)	せん断破壊が生じ易いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱	二・〇	一・五
(五)	塑性変形の度は高くないが、せん断破壊が生じ難い柱	一・三	一・三
(六)	せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い柱	一・三	一・〇
(七)	せん断破壊が著しく生じ易いため、耐力が急激に低下する柱	一・〇	〇・八
(八)	基礎の浮き上がり等により回転変形を生ずる壁	三・五	三・〇
(九)	せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い壁	二・五	二・〇
(十)	せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い壁	一・三	一・〇
この表において、Fi は、柱又は壁の靱（じん）性を表す数値とする。			

1 別表第九

2 (平三〇国交告一三八一・追加)

	別添第一第三号に掲げる基準への適合性	塀の地震に対する安全性
(一)	別添第一第三号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(二)	別添第一第三号に掲げる基準のいずれにも適合する場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

3